【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年11月5日提出
【発行者名】	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川　克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	前田　路子
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定） グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定） グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準） グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極） グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2025年11月6日から2026年5月1日まで) グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定） 5,000億円を上限とします。 グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定） 5,000億円を上限とします。 グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準） 5,000億円を上限とします。 グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極） 5,000億円を上限とします。 グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）
グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）
グローバル資産分散投資ファンド　Cコース（標準）
グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）
グローバル資産分散投資ファンド　Eコース（積極）

以上を、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいう場合があります。

ファンド名	略称	
グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）	Aコース（安定）	Aコース
グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）	Bコース（やや安定）	Bコース
グローバル資産分散投資ファンド　Cコース（標準）	Cコース（標準）	Cコース
グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）	Dコース（やや積極）	Dコース
グローバル資産分散投資ファンド　Eコース（積極）	Eコース（積極）	Eコース

なお、各ファンドを総称して「グローバル資産分散投資ファンド」という名称を用いる場合があります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- **ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。**

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- **「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。**

- **「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。**

◆　基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前9時～午後5時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。
※　お問合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（７）【申込期間】

2025年11月 6日から2026年 5月 1日まで

◆　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆　詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

■　取得申込者の制限

取得申込みは、株式会社証券ジャパンと投資一任契約を締結された投資者（受益者）に限るものとします。

※ファンドは、株式会社証券ジャパンと投資一任契約を締結された投資者（受益者）向けの専用ファンドですので、申込みや取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容も併せてご覧ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、株式会社証券ジャパンと投資一任契約を締結された投資者（受益者）の皆さまの資金を運用するためのファンドです。 Ａコース（安定）、Ｂコース（やや安定）、Ｃコース（標準）、Ｄコース（やや積極）、Ｅコース（積極）の5つのファンドで構成されています。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
追加型	海　　外	債　　券
	内　　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券(資産複合（株式　一般、債券　一般、不動産投信、その他資産）（資産配分変更型））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） **なし**

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式一般、債券一般、不動産投信、その他資産）（資産配分変更型）））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

■ファンドの特色

1 内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

2 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券（ETF）を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券（ETN）に投資を行う場合があります。

3 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

	Aコース（安定）	Bコース（やや安定）	Cコース（標準）	Dコース（やや積極）	Eコース（積極）
目標リスク水準（年率）	5%	7.5%	10%	13%	16%

※目標リスク水準は変更になる場合があります。

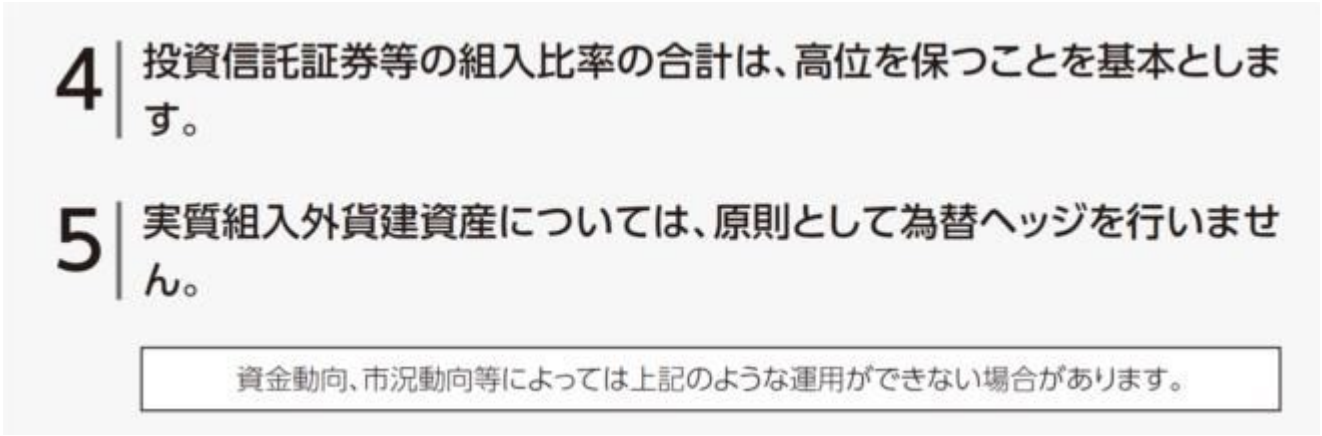

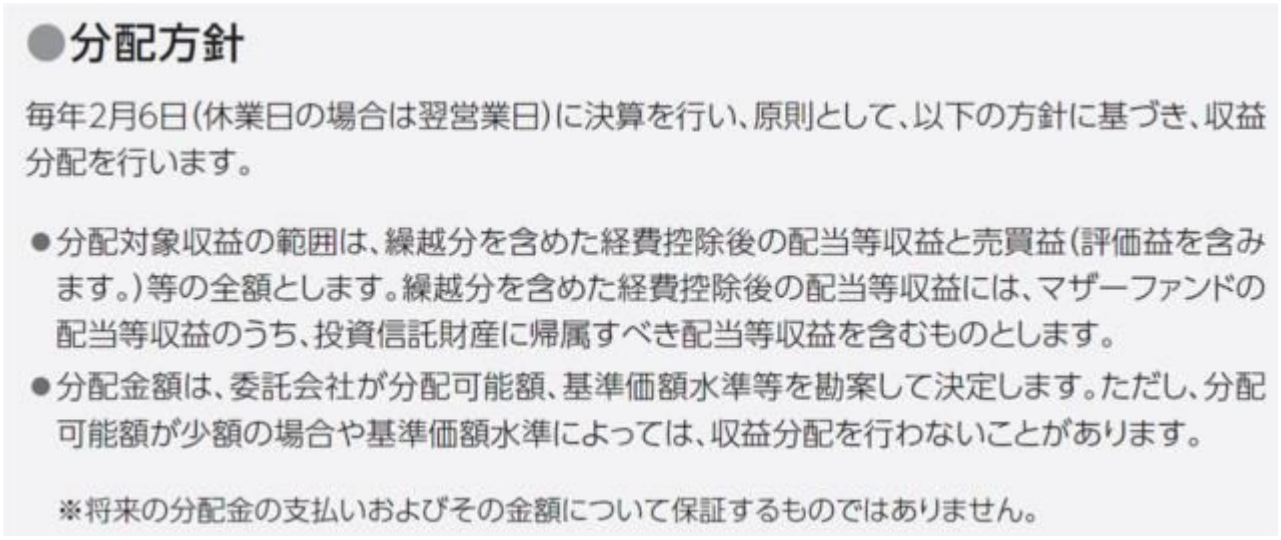

（２）【ファンドの沿革】

2023年2月6日　投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

■　ファミリーファンド方式

日本の株式および日本のリートについては、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

日本の株式および日本のリート以外の資産については、ETFを通じた運用、または直接投資による運用を行います。

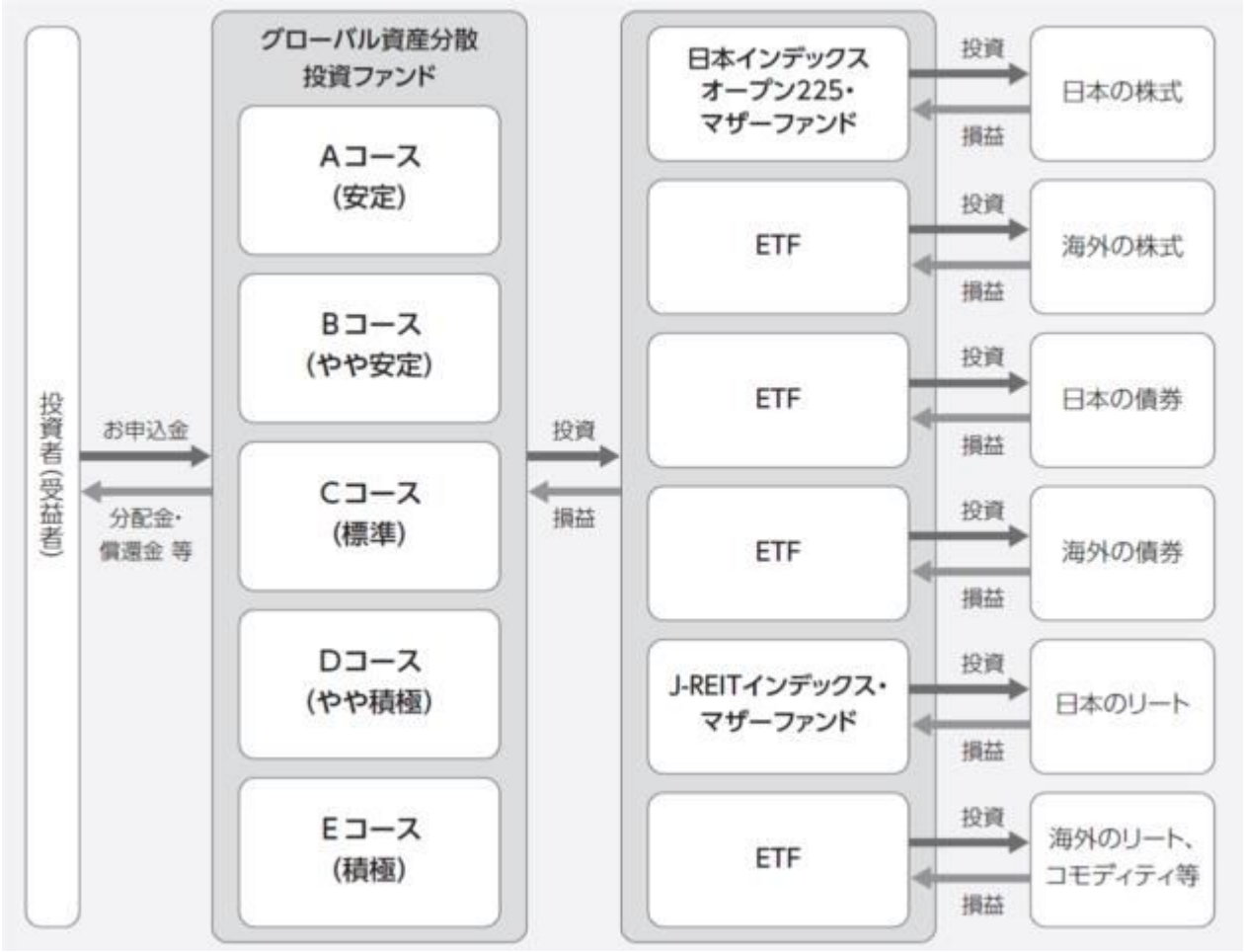

■　ファンドの関係法人とその役割

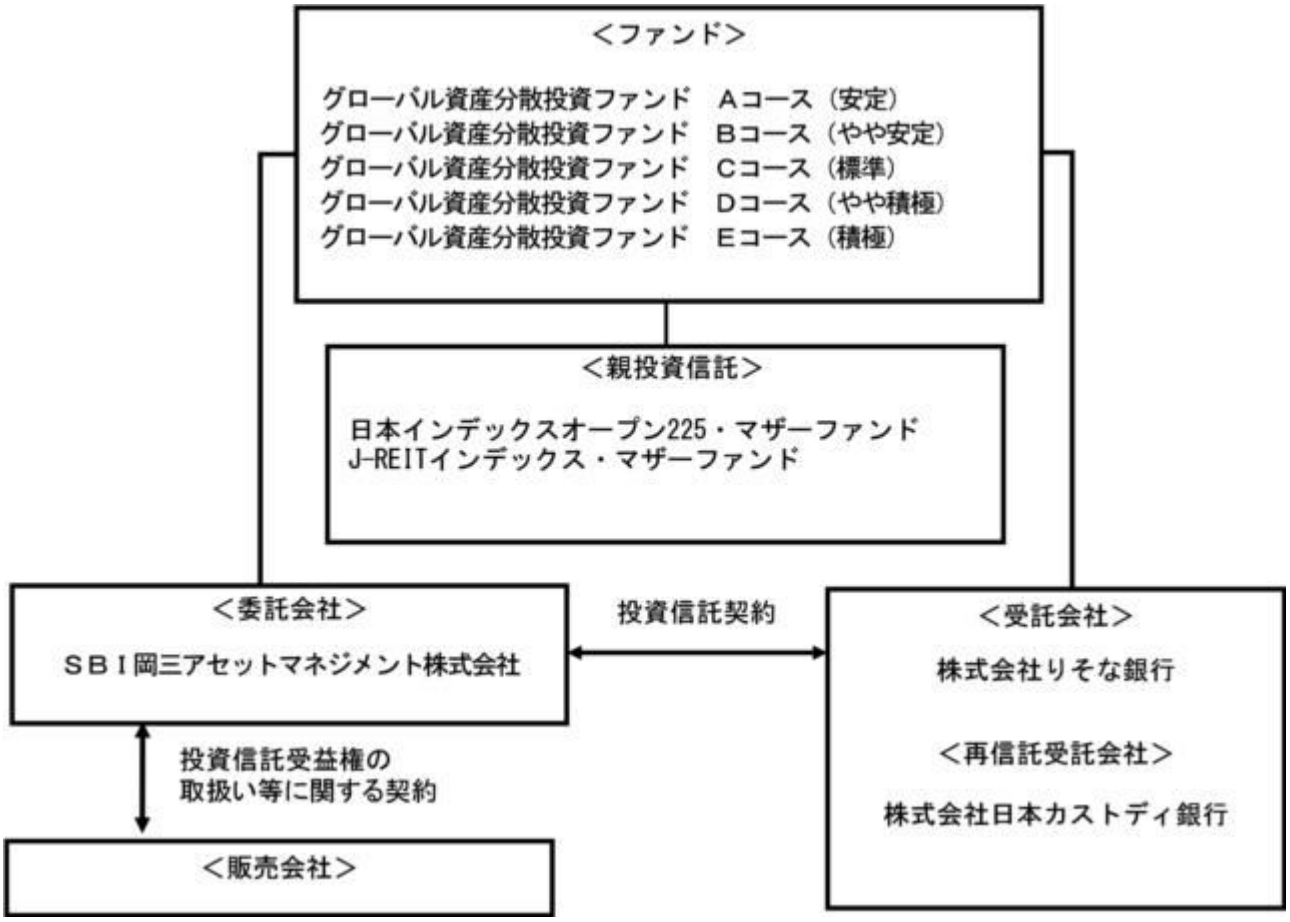

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 また、投資一任業者と締結した「投資一任報酬等徴収に関する契約書」に基づき、受益者と投資一任業者との間で締結された投資一任契約に係る報酬等の徴収業務を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■　委託会社の概況（2025年9月11日現在）

◆　資本金

1億円

◆　委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆　大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■　基本方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■　運用方法

ａ　投資対象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。

ロ．投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。

ハ．投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

ニ．投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

ホ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引に限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　運用の指図範囲

a　有価証券

委託会社は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
イ．株券または新株引受権証書
ロ．国債証券

ハ．地方債証券
ニ．特別の法律により法人の発行する債券
ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
ヌ．コマーシャル・ペーパー
ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの
ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ラ．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形
ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。
投資態度	①　日経平均株価（225種）採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。 ②　資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③　株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　外貨建資産への投資は行いません。 ③　デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　日経平均トータルリターン・インデックス について

・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。

・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止す

る権利を有しています。

J-REITインデックス・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（以下、「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてJ-REITに投資を行い、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。 ② 東証REIT指数（配当込み）との連動性を維持することを目的に、J-REITを投資対象とする上場投資信託証券（以下、「J-REIT ETF」といいます。）およびJ-REITの指数を対象とする先物等に投資を行う場合があります。尚、一時的にJ-REITおよびJ-REIT ETFの組入総額と先物等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ J-REITの組入比率は高位を保つことを基本とします。 ④ 資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 東証REIT指数（配当込み）の著作権等について

① 配当込み東証REIT指数（以下、「東証REIT指数（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。

② ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若し

くは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

③ ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④ ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

⑤ 当ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではありません。

⑥ ＪＰＸは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦ ＪＰＸは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。

⑧ 以上の項目に限らず、ＪＰＸは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

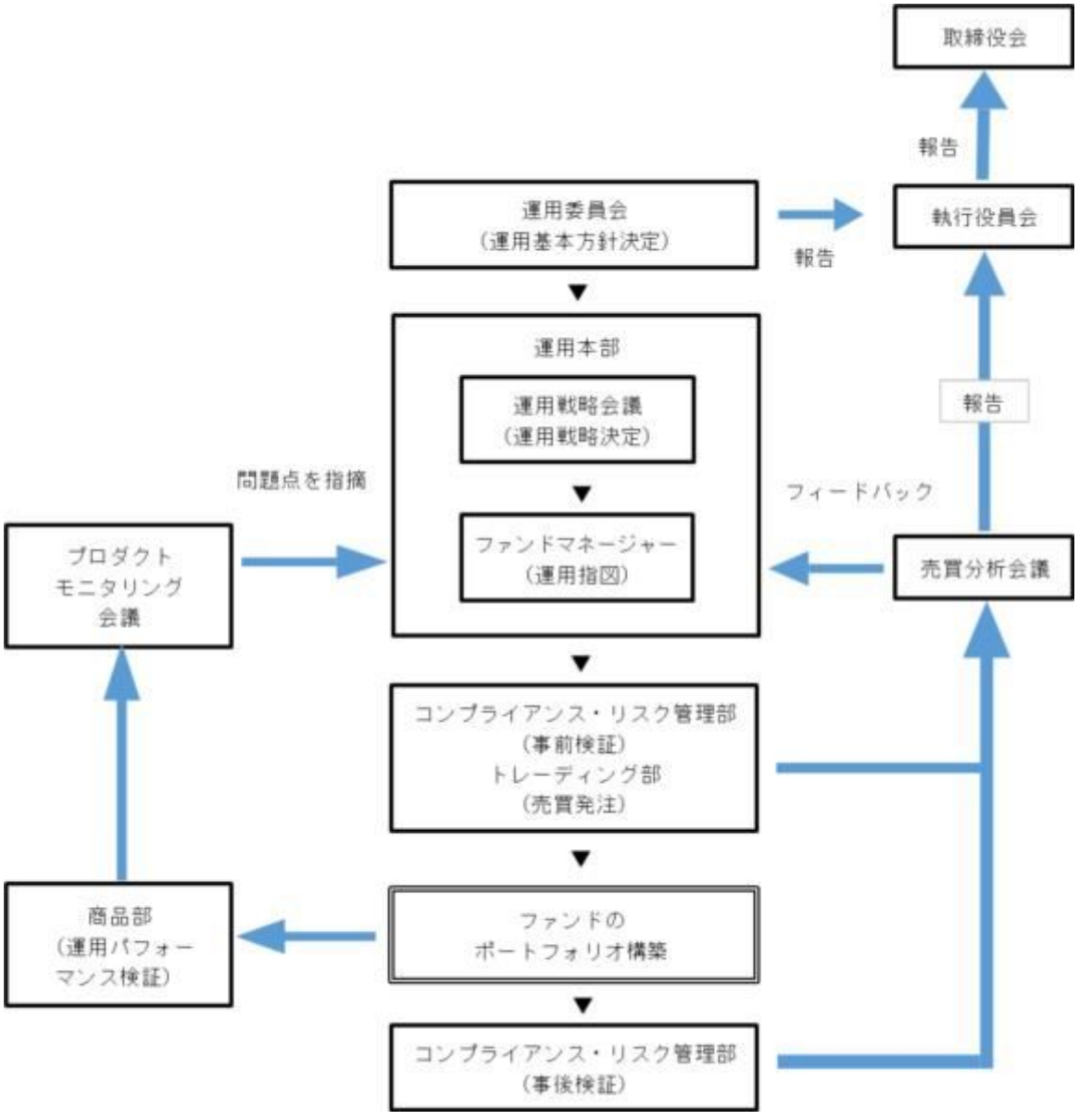

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリング会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 （月1回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （6名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （8～10名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※　運用体制等につきましては、2025年8月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■ 毎年2月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

ａ 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

ｂ 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。

ｃ 留保益の運用方針
収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■ マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
■ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
■ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
■ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
■ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 投資する株式等の範囲

ａ 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ 上記ａの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

ａ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ　上記ａの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ．株式分割により取得する株券

ハ．有償増資により取得する株券

ニ．売出しにより取得する株券

ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

■　先物取引等の運用指図

ａ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

ｂ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■　スワップ取引の運用指図

ａ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

ａ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｆ　上記ｅにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｇ　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｈ　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■　外国為替予約取引の指図

ａ　委託会社は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ　上記ａの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ　上記ｂにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｄ　上記ｂの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ　上記ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■　資金の借入れ

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ｃ　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａの数がｂの数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ　委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ　当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■　株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　不動産投資信託証券のリスク

・　価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・　分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ **信用リスク**

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ **業績悪化リスク**

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ **自然災害・環境問題等のリスク**

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ **法律改正・税制の変更等によるリスク**

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ **上場廃止リスク**

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

・ **流動性リスク**

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。**

・ **投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。**

・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2025年8月末日現在）

・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。

・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

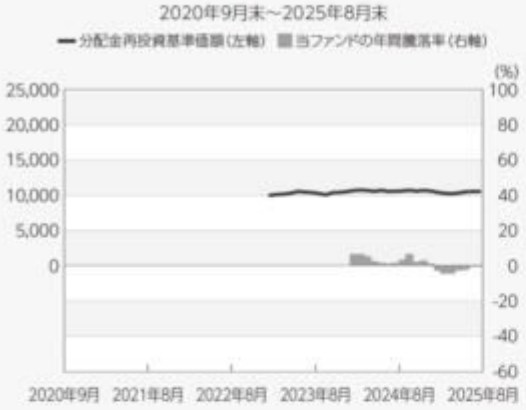

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2025年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

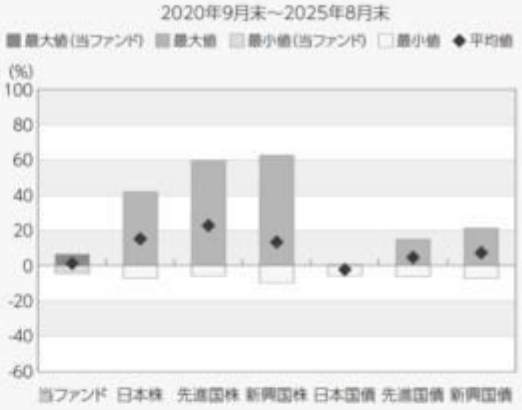

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	6.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 4.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	1.3	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年9月から2025年8月の5年間（当ファンドは2024年2月から2025年8月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

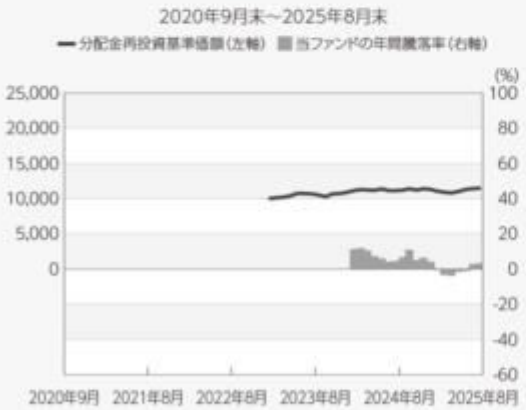

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2025年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

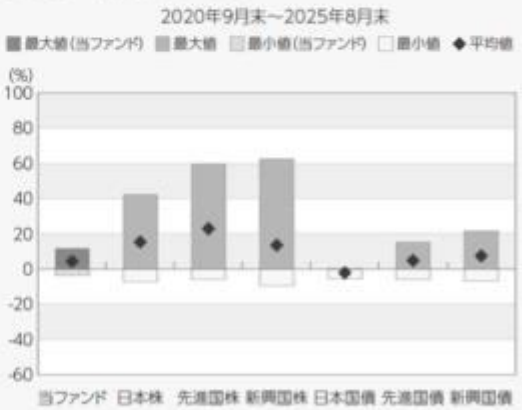

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 3.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	4.3	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年9月から2025年8月の5年間（当ファンドは2024年2月から2025年8月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Cコース(標準)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2025年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

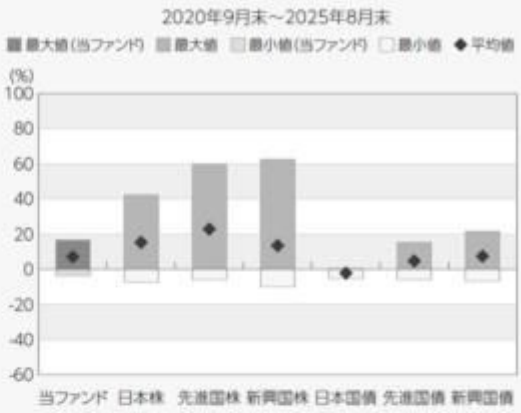

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 3.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	7.1	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年9月から2025年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2025年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Dコース(やや積極)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2025年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

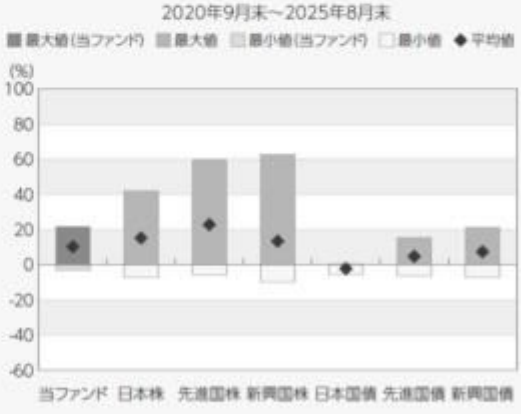

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	21.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 3.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	10.4	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年9月から2025年8月の5年間(当ファンドは2024年2月から2025年8月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド　Eコース(積極)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

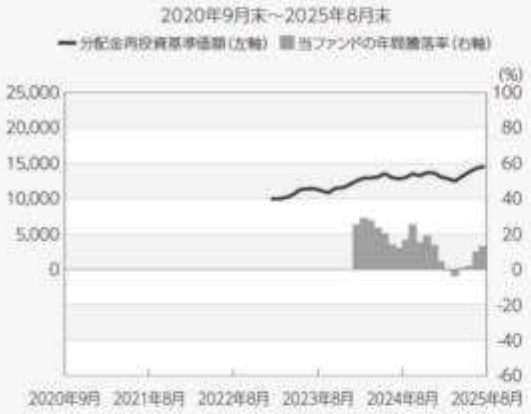

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年2月から2025年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

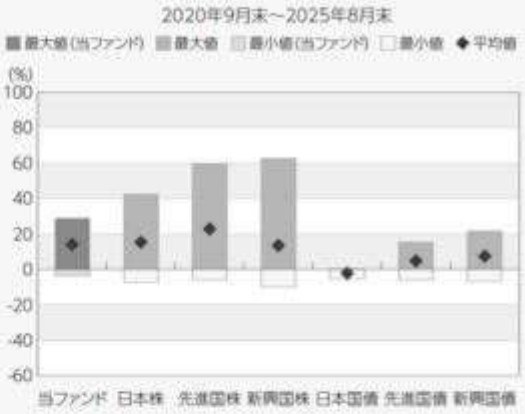

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	28.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 3.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	14.1	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年9月から2025年8月の5年間（当ファンドは2024年2月から2025年8月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

■　信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.793%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」、「受託会社」及び「投資一任業者」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.220%（税抜0.20%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.110%（税抜0.10%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資一任業者 （株式会社証券ジャパン）	年率1.430%（税抜1.30%）	受益者と投資一任業者が締結する投資一任契約に係る業務等の対価です。

※販売会社および投資一任業者が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁し、上記は、その内訳を記載しています。

■　信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

■　ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■　ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の

保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※　上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■　個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■　法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）

2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

- 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は2025年8月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認される

ことをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年2月7日～2025年2月6日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
Aコース(安定)	2.00%	1.79%	0.21%
Bコース(やや安定)	2.01%	1.79%	0.22%
Cコース(標準)	1.92%	1.79%	0.13%
Dコース(やや積極)	1.90%	1.79%	0.11%
Eコース(積極)	1.91%	1.79%	0.12%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※ファンドの費用は、上場投資信託証券(ETF)が支払った費用を含みません。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。
※運用管理費用の比率は投資一任業者が受取る報酬を含みます。

5【運用状況】

2025年 8月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	49,119,846	65.49
投資信託受益証券	アメリカ	17,086,380	22.78
	アイルランド	848,582	1.13
	小計	17,934,962	23.91
親投資信託受益証券	日本	6,808,098	9.08
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	1,144,995	1.53
合計（純資産総額）		75,007,901	100.00

グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	104,156,794	48.59
投資信託受益証券	アメリカ	71,162,874	33.20
	アイルランド	5,204,646	2.43
	小計	76,367,520	35.63

親投資信託受益証券	日本	29,733,419	13.87
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	4,089,726	1.91
合計（純資産総額）		214,347,459	100.00

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	299,987,916	31.20
投資信託受益証券	アメリカ	435,218,956	45.27
	アイルランド	30,039,858	3.12
	小計	465,258,814	48.39
親投資信託受益証券	日本	160,294,396	16.67
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	35,850,815	3.73
合計（純資産総額）		961,391,941	100.00

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	109,701,175	10.67
投資信託受益証券	アメリカ	617,053,661	60.03
	アイルランド	49,368,707	4.80
	小計	666,422,368	64.83
親投資信託受益証券	日本	223,938,645	21.79
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	27,861,715	2.71
合計（純資産総額）		1,027,923,903	100.00

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	725,815,944	72.89
	アイルランド	7,071,529	0.71
	小計	732,887,473	73.60
親投資信託受益証券	日本	242,733,615	24.38
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	20,089,136	2.02
合計（純資産総額）		995,710,224	100.00

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	17,712,427,040	96.03
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	733,048,980	3.97
合計（純資産総額）		18,445,476,020	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	6,783,416,200	97.30
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	188,156,419	2.70

合計（純資産総額）	6,971,572,619	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第３７７回利付国債（１０年）	14,800,000	99.47	14,722,632	96.95	14,349,636	1.2	2034年12月20日	19.13
2	日本	国債証券	第１７５回利付国債（５年）	13,900,000	100.25	13,934,750	99.15	13,782,962	0.9	2029年12月20日	18.38
3	日本	国債証券	第１９１回利付国債（２０年）	9,100,000	97.51	8,873,808	91.58	8,333,962	2	2044年12月20日	11.11
4	日本	国債証券	第４６９回利付国債（２年）	7,800,000	100.17	7,813,260	99.86	7,789,548	0.7	2027年 2月 1日	10.38
5	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	988,264	5.2204	5,159,134	5.8130	5,744,778	—	—	7.66
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	56	87,509.96	4,900,558	95,812.41	5,365,495	—	—	7.15
7	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	525	7,767.65	4,078,021	9,164.86	4,811,556	—	—	6.41
8	日本	国債証券	第８５回利付国債（３０年）	4,500,000	94.19	4,238,588	84.53	3,804,120	2.3	2054年12月20日	5.07
9	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	942	3,471.71	3,270,359	3,727.35	3,511,173	—	—	4.68
10	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	221	7,401.83	1,635,805	8,669.75	1,916,015	—	—	2.55
11	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	360,741	2.5205	909,248	2.9476	1,063,320	—	—	1.42
12	日本	国債証券	第１７回利付国債（４０年）	1,400,000	85.07	1,191,096	75.68	1,059,618	2.2	2064年 3月20日	1.41
13	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	45	19,184.04	863,282	18,857.37	848,582	—	—	1.13
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	211	3,592.19	757,953	3,740.58	789,263	—	—	1.05
15	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	205	3,330.67	682,789	3,379.89	692,878	—	—	0.92

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	65.49
投資信託受益証券	23.91
親投資信託受益証券	9.08
合計	98.47

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第３７７回利付国債（１０年）	31,500,000	99.22	31,257,417	96.95	30,541,455	1.2	2034年12月20日	14.25
2	日本	国債証券	第１７５回利付国債（５年）	29,500,000	100.09	29,527,714	99.15	29,251,610	0.9	2029年12月20日	13.65

3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	2,726	7,764.72	21,166,632	9,164.86	24,983,434	—	—	11.66
4	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	4,206,421	5.2121	21,924,287	5.8130	24,451,925	—	—	11.41
5	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	220	87,728.86	19,300,351	95,812.40	21,078,730	—	—	9.83
6	日本	国債証券	第１９１回利付国債（２０年）	19,300,000	97.40	18,799,826	91.58	17,675,326	2	2044年12月20日	8.25
7	日本	国債証券	第４６９回利付国債（２年）	16,400,000	100.10	16,417,533	99.86	16,378,024	0.7	2027年 2月 1日	7.64
8	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	2,403	3,475.35	8,351,287	3,727.36	8,956,847	—	—	4.18
9	日本	国債証券	第８５回利付国債（３０年）	9,600,000	94.13	9,036,609	84.53	8,115,456	2.3	2054年12月20日	3.79
10	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	858	7,316.61	6,277,657	8,669.74	7,438,645	—	—	3.47
11	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	1,791,795	2.5140	4,504,573	2.9476	5,281,494	—	—	2.46
12	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	276	19,168.63	5,290,542	18,857.41	5,204,646	—	—	2.43
13	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,325	3,332.14	4,415,092	3,379.89	4,478,359	—	—	2.09
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,130	3,602.47	4,070,801	3,740.58	4,226,859	—	—	1.97
15	日本	国債証券	第１７回利付国債（４０年）	2,900,000	85.63	2,483,330	75.68	2,194,923	2.2	2064年 3月20日	1.02

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	48.59
投資信託受益証券	35.63
親投資信託受益証券	13.87
合計	98.09

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	1,507	87,966.88	132,566,089	95,812.40	144,389,300	—	—	15.02
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	23,277,963	5.2154	121,405,060	5.8130	135,314,798	—	—	14.07
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	13,260	7,776.47	103,116,067	9,164.86	121,526,171	—	—	12.64
4	日本	国債証券	第３７７回利付国債（１０年）	90,800,000	99.21	90,085,755	96.95	88,036,956	1.2	2034年12月20日	9.16
5	日本	国債証券	第１７５回利付国債（５年）	85,100,000	100.12	85,210,219	99.15	84,383,458	0.9	2029年12月20日	8.78
6	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	19,717	3,483.47	68,683,641	3,727.36	73,492,365	—	—	7.64
7	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	6,027	7,331.30	44,185,793	8,669.74	52,252,578	—	—	5.44
8	日本	国債証券	第１９１回利付国債（２０年）	55,500,000	97.04	53,857,604	91.58	50,828,010	2	2044年12月20日	5.29
9	日本	国債証券	第４６９回利付国債（２年）	47,300,000	100.13	47,363,675	99.86	47,236,618	0.7	2027年 2月 1日	4.91

10	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	1,593	19,168.18	30,534,916	18,857.41	30,039,858	—	—	3.12
11	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	7,541	3,332.14	25,127,710	3,379.89	25,487,785	—	—	2.65
12	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	8,474,555	2.5169	21,329,608	2.9476	24,979,598	—	—	2.60
13	日本	国債証券	第８５回利付国債（３０年）	27,200,000	93.64	25,471,101	84.53	22,993,792	2.3	2054年12月20日	2.39
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,831	3,611.44	17,446,882	3,740.58	18,070,757	—	—	1.88
15	日本	国債証券	第１７回利付国債（４０年）	8,600,000	84.62	7,278,071	75.68	6,509,082	2.2	2064年 3月20日	0.68

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	31.20
投資信託受益証券	48.39
親投資信託受益証券	16.67
合計	96.27

グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	22,490	7,804.39	175,520,740	9,164.86	206,117,917	—	—	20.05
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	32,160,791	5.2534	168,955,334	5.8130	186,950,678	—	—	18.19
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	1,651	87,825.83	145,000,458	95,812.40	158,186,287	—	—	15.39
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	34,459	3,492.07	120,333,346	3,727.36	128,441,112	—	—	12.50
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	6,211	7,404.76	45,991,014	8,669.74	53,847,812	—	—	5.24
6	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	2,618	19,185.70	50,228,180	18,857.41	49,368,707	—	—	4.80
7	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	13,619	3,332.32	45,382,953	3,379.89	46,030,784	—	—	4.48
8	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	12,548,503	2.5265	31,704,800	2.9476	36,987,967	—	—	3.60
9	日本	国債証券	第３７７回利付国債（１０年）	33,300,000	99.32	33,076,026	96.95	32,286,681	1.2	2034年12月20日	3.14
10	日本	国債証券	第１７５回利付国債（５年）	31,400,000	100.18	31,459,052	99.15	31,135,612	0.9	2029年12月20日	3.03
11	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	6,531	3,594.96	23,478,698	3,740.58	24,429,749	—	—	2.38
12	日本	国債証券	第１９１回利付国債（２０年）	20,000,000	97.26	19,452,064	91.58	18,316,400	2	2044年12月20日	1.78
13	日本	国債証券	第４６９回利付国債（２年）	17,600,000	100.15	17,627,030	99.86	17,576,416	0.7	2027年 2月 1日	1.71
14	日本	国債証券	第８５回利付国債（３０年）	9,600,000	94.06	9,030,230	84.53	8,115,456	2.3	2054年12月20日	0.79
15	日本	国債証券	第１７回利付国債（４０年）	3,000,000	84.96	2,548,878	75.68	2,270,610	2.2	2064年 3月20日	0.22

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）

国債証券	10.67
投資信託受益証券	64.83
親投資信託受益証券	21.79
合計	97.29

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	2,482	88,740.87	220,254,845	95,812.40	237,806,399	23.88
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	24,969	7,814.67	195,124,615	9,164.86	228,837,629	22.98
3	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	37,525,525	5.2353	196,458,635	5.8130	218,135,876	21.91
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	33,104	3,496.02	115,732,367	3,727.36	123,390,539	12.39
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	9,589	7,351.10	70,489,740	8,669.74	83,134,225	8.35
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	12,309	3,609.54	44,429,884	3,740.58	46,042,838	4.62
7	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	8,345,006	2.5297	21,110,766	2.9476	24,597,739	2.47
8	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	375	19,174.71	7,190,517	18,857.41	7,071,529	0.71
9	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,954	3,331.02	6,508,829	3,379.89	6,604,314	0.66

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	73.60
親投資信託受益証券	24.38
合計	97.98

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	33,600	44,100.00	1,481,760,000	46,520.00	1,563,072,000	8.47
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	84,000	7,708.00	647,472,000	16,230.00	1,363,320,000	7.39
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	112,000	5,868.00	657,216,000	11,675.00	1,307,600,000	7.09
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	42,000	22,000.00	924,000,000	20,665.00	867,930,000	4.71
5	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	168,000	2,425.50	407,484,000	2,550.50	428,484,000	2.32
6	日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	210,000	1,828.40	383,964,000	1,936.00	406,560,000	2.20
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	42,000	8,299.00	348,558,000	8,579.00	360,318,000	1.95
8	日本	株式	信越化学工業	化学	70,000	5,734.00	401,380,000	4,557.00	318,990,000	1.73
9	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	14,000	13,125.00	183,750,000	22,405.00	313,670,000	1.70
10	日本	株式	テルモ	精密機器	112,000	2,646.00	296,352,000	2,663.50	298,312,000	1.62
11	日本	株式	ファナック	電気機器	70,000	3,897.00	272,790,000	4,178.00	292,460,000	1.59
12	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	70,000	2,639.00	184,730,000	4,083.00	285,810,000	1.55
13	日本	株式	中外製薬	医薬品	42,000	6,577.00	276,234,000	6,509.00	273,378,000	1.48
14	日本	株式	ダイキン工業	機械	14,000	17,305.00	242,270,000	18,600.00	260,400,000	1.41

15	日本	株式	日東電工	化学	70,000	2,261.00	158,270,000	3,366.00	235,620,000	1.28
16	日本	株式	京セラ	電気機器	112,000	1,730.50	193,816,000	1,977.00	221,424,000	1.20
17	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	42,000	3,259.00	136,878,000	5,095.00	213,990,000	1.16
18	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	70,000	2,582.50	180,775,000	2,873.00	201,110,000	1.09
19	日本	株式	任天堂	その他製品	14,000	7,763.00	108,682,000	13,310.00	186,340,000	1.01
20	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	14,000	3,803.00	53,242,000	12,770.00	178,780,000	0.97
21	日本	株式	豊田通商	卸売業	42,000	2,624.00	110,208,000	3,972.00	166,824,000	0.90
22	日本	株式	セコム	サービス業	28,000	5,390.00	150,920,000	5,448.00	152,544,000	0.83
23	日本	株式	第一三共	医薬品	42,000	5,646.00	237,132,000	3,529.00	148,218,000	0.80
24	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	42,000	3,781.00	158,802,000	3,511.00	147,462,000	0.80
25	日本	株式	三菱商事	卸売業	42,000	2,879.00	120,918,000	3,354.00	140,868,000	0.76
26	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	84,000	1,527.50	128,310,000	1,642.00	137,928,000	0.75
27	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	7,000	19,150.00	134,050,000	19,250.00	134,750,000	0.73
28	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	21,000	5,244.00	110,124,000	6,401.00	134,421,000	0.73
29	日本	株式	デンソー	輸送用機器	56,000	2,072.00	116,032,000	2,135.50	119,588,000	0.65
30	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	14,000	7,530.00	105,420,000	8,397.00	117,558,000	0.64

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.08
		建設業	1.73
		食料品	2.71
		繊維製品	0.09
		パルプ・紙	0.06
		化学	5.46
		医薬品	5.06
		石油・石炭製品	0.22
		ゴム製品	0.72
		ガラス・土石製品	0.60
		鉄鋼	0.05
		非鉄金属	1.69
		金属製品	0.01
		機械	4.53
		電気機器	24.75
		輸送用機器	3.77
		精密機器	3.07
		その他製品	2.73
		電気・ガス業	0.19
		陸運業	0.93
		海運業	0.38

		空運業	0.26
		情報・通信業	13.53
		卸売業	3.43
		小売業	11.24
		銀行業	0.81
		証券、商品先物取引業	0.17
		保険業	1.28
		その他金融業	0.81
		不動産業	1.26
		サービス業	4.33
合計			96.03

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	3,606	133,573	481,667,051	142,200	512,773,200	7.36
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	3,122	116,972	365,188,988	127,900	399,303,800	5.73
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	3,157	99,154	313,030,486	111,900	353,268,300	5.07
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	1,937	149,220	289,040,406	161,000	311,857,000	4.47
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	1,773	154,260	273,504,126	169,200	299,991,600	4.30
6	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	2,000	131,289	262,578,401	137,400	274,800,000	3.94
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	3,129	87,256	273,026,547	85,500	267,529,500	3.84
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	1,914	117,808	225,485,873	126,900	242,886,600	3.48
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	1,344	138,307	185,885,216	177,200	238,156,800	3.42
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	2,422	77,806	188,447,409	98,000	237,356,000	3.40
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	3,356	59,218	198,737,810	66,800	224,180,800	3.22
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	1,252	162,396	203,320,288	163,000	204,076,000	2.93
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	2,237	70,150	156,925,840	86,500	193,500,500	2.78
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	1,644	85,647	140,803,709	103,400	169,989,600	2.44
15	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,342	106,010	142,265,906	109,600	147,083,200	2.11
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	1,816	79,927	145,147,613	80,800	146,732,800	2.10
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	1,113	119,571	133,083,460	129,600	144,244,800	2.07
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	1,049	127,458	133,703,917	123,400	129,446,600	1.86
19	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	939	111,859	105,035,974	135,400	127,140,600	1.82
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,205	88,829	107,039,253	98,000	118,090,000	1.69
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	795	142,249	113,088,175	142,600	113,367,000	1.63
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	704	126,994	89,404,239	142,300	100,179,200	1.44

23	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	738	131,906	97,347,269	131,500	97,047,000	1.39
24	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	898	99,007	88,908,564	107,600	96,624,800	1.39
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	308	317,373	97,751,148	312,000	96,096,000	1.38
26	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	1,068	84,158	89,881,087	87,500	93,450,000	1.34
27	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	248	306,232	75,945,633	365,500	90,644,000	1.30
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	537	139,432	74,875,372	165,900	89,088,300	1.28
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	1,172	64,317	75,380,596	74,800	87,665,600	1.26
30	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人　投資証券	612	116,182	71,103,609	136,000	83,232,000	1.19

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資証券	97.30
合計	97.30

②【投資不動産物件】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	17	日本円	706,464,960	725,730,000	3.93

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証ＲＥＩＴ指数先物	買建	93	日本円	161,552,160	178,420,500	2.56

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2024年 2月 6日)	71,964,523	71,964,523	1.0542	1.0542
第2期計算期間末　(2025年 2月 6日)	81,125,780	81,125,780	1.0577	1.0577
2024年 8月末日	83,376,657	—	1.0589	—
9月末日	83,276,488	—	1.0634	—
10月末日	83,675,654	—	1.0737	—
11月末日	82,177,587	—	1.0603	—
12月末日	82,596,511	—	1.0709	—
2025年 1月末日	81,497,293	—	1.0626	—
2月末日	79,574,200	—	1.0427	—
3月末日	78,102,031	—	1.0293	—
4月末日	77,307,675	—	1.0242	—
5月末日	77,462,303	—	1.0322	—
6月末日	78,447,151	—	1.0507	—
7月末日	78,240,122	—	1.0541	—
8月末日	75,007,901	—	1.0561	—

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2024年 2月 6日)	83,728,590	83,728,590	1.0884	1.0884

第2期計算期間末　(2025年 2月 6日)	193,697,890	193,697,890	1.1221	1.1221
2024年 8月末日	118,280,905	—	1.1116	—
9月末日	118,971,734	—	1.1188	—
10月末日	126,065,234	—	1.1374	—
11月末日	121,039,887	—	1.1200	—
12月末日	173,136,517	—	1.1375	—
2025年 1月末日	171,780,013	—	1.1291	—
2月末日	190,332,786	—	1.1032	—
3月末日	197,318,907	—	1.0882	—
4月末日	198,381,958	—	1.0791	—
5月末日	201,692,491	—	1.0989	—
6月末日	207,466,828	—	1.1266	—
7月末日	211,513,561	—	1.1394	—
8月末日	214,347,459	—	1.1458	—

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2024年 2月 6日)	168,450,934	168,450,934	1.1235	1.1235
第2期計算期間末　(2025年 2月 6日)	844,125,450	844,125,450	1.1844	1.1844
2024年 8月末日	632,009,227	—	1.1591	—
9月末日	707,194,210	—	1.1670	—
10月末日	779,659,110	—	1.1967	—
11月末日	799,835,941	—	1.1766	—
12月末日	852,777,967	—	1.2024	—
2025年 1月末日	849,167,074	—	1.1943	—
2月末日	837,676,163	—	1.1599	—
3月末日	850,809,246	—	1.1421	—
4月末日	848,887,369	—	1.1283	—
5月末日	875,040,937	—	1.1616	—
6月末日	923,924,422	—	1.1981	—
7月末日	936,746,128	—	1.2220	—
8月末日	961,391,941	—	1.2320	—

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2024年 2月 6日)	167,851,742	167,851,742	1.1559	1.1559
第2期計算期間末　(2025年 2月 6日)	932,091,634	932,091,634	1.2526	1.2526
2024年 8月末日	826,991,572	—	1.2112	—
9月末日	852,729,360	—	1.2249	—

10月末日	927,690,532	—	1.2651	—
11月末日	922,557,006	—	1.2385	—
12月末日	956,784,087	—	1.2745	—
2025年 1月末日	957,671,693	—	1.2658	—
2月末日	921,170,625	—	1.2240	—
3月末日	914,381,405	—	1.2079	—
4月末日	883,005,643	—	1.1888	—
5月末日	936,412,250	—	1.2364	—
6月末日	980,351,841	—	1.2851	—
7月末日	1,026,187,243	—	1.3209	—
8月末日	1,027,923,903	—	1.3367	—

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2024年 2月 6日)	172,281,242	172,281,242	1.1984	1.1984
第2期計算期間末　(2025年 2月 6日)	858,037,299	858,037,299	1.3421	1.3421
2024年 8月末日	696,320,835	—	1.2779	—
9月末日	715,555,308	—	1.2960	—
10月末日	787,875,136	—	1.3504	—
11月末日	793,904,396	—	1.3214	—
12月末日	856,098,109	—	1.3659	—
2025年 1月末日	859,389,819	—	1.3592	—
2月末日	851,559,857	—	1.3048	—
3月末日	849,616,962	—	1.2789	—
4月末日	846,353,824	—	1.2462	—
5月末日	899,886,095	—	1.3136	—
6月末日	945,197,292	—	1.3744	—
7月末日	979,566,785	—	1.4256	—
8月末日	995,710,224	—	1.4473	—

②【分配の推移】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

	期間	分配金（1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	—円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

	期間	分配金（1口当たり）

第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	―円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	―円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	―円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.0000円
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	―円

③【収益率の推移】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	5.4
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	0.3
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	△0.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	8.8
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	3.1
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	1.2

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	12.4
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	5.4

第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	2.7

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	15.6
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	8.4
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	4.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	19.8
第2期計算期間	2024年 2月 7日～2025年 2月 6日	12.0
第3期中間計算期間	2025年 2月 7日～2025年 8月 6日	5.1

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	78,697,090	10,433,915
第2期計算期間	33,260,279	24,825,312
第3期中間計算期間	0	2,474,190

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	97,112,966	20,186,847
第2期計算期間	109,992,358	14,304,343
第3期中間計算期間	14,975,734	2,852,360

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	183,717,343	33,778,628
第2期計算期間	577,222,460	14,477,043
第3期中間計算期間	81,601,574	27,724,461

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	178,150,960	32,940,963
第2期計算期間	635,929,005	37,008,306
第3期中間計算期間	74,863,465	49,321,976

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	173,889,215	30,127,704
第2期計算期間	550,124,542	54,549,527
第3期中間計算期間	60,098,790	12,285,750

≪参考情報≫

運用実績

2025年8月29日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Aコース(安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2025年8月29日

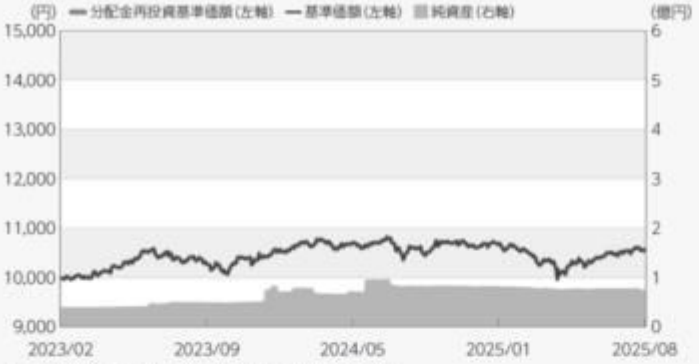

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	7.66%
J-REITインデックス・マザーファンド	1.42%
上場投資信託証券	23.91%
株式	-
債券	65.49%
その他資産	1.53%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第377回利付国債(10年)	債券	19.13%
第175回利付国債(5年)	債券	18.38%
第191回利付国債(20年)	債券	11.11%
第469回利付国債(2年)	債券	10.38%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	7.66%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	7.15%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	6.41%
第85回利付国債(30年)	債券	5.07%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	4.68%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	2.55%

●年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

運用実績

2025年8月29日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Bコース(やや安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2025年8月29日

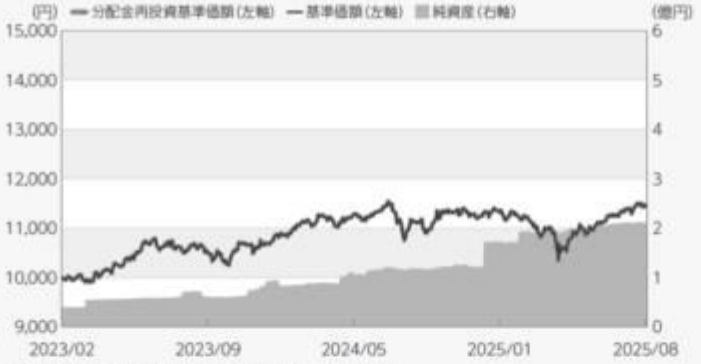

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	11.41%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.46%
上場投資信託証券	35.63%
株式	-
債券	48.59%
その他資産	1.91%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第377回利付国債(10年)	債券	14.25%
第175回利付国債(5年)	債券	13.65%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	11.66%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	11.41%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	9.83%
第191回利付国債(20年)	債券	8.25%
第469回利付国債(2年)	債券	7.64%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	4.18%
第85回利付国債(30年)	債券	3.79%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	3.47%

●年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

運用実績

2025年8月29日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Cコース(標準)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2025年8月29日

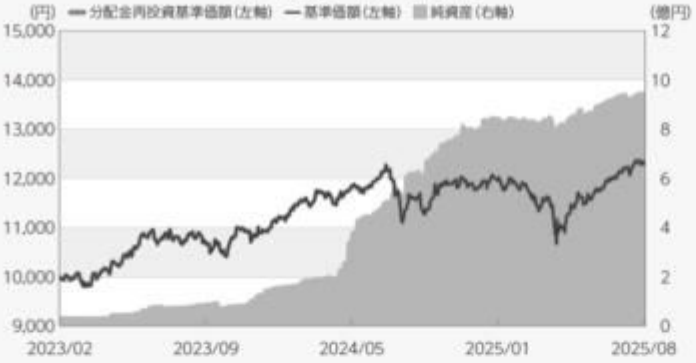

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年　2月	0円
2024年　2月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	14.07%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.60%
上場投資信託証券	48.39%
株式	-
債券	31.20%
その他資産	3.73%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	15.02%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	–	14.07%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	12.64%
第377回利付国債(10年)	債券	9.16%
第175回利付国債(5年)	債券	8.78%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	7.64%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.44%
第191回利付国債(20年)	債券	5.29%
第469回利付国債(2年)	債券	4.91%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	3.12%

●年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

運用実績

2025年8月29日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Dコース(やや積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2025年8月29日

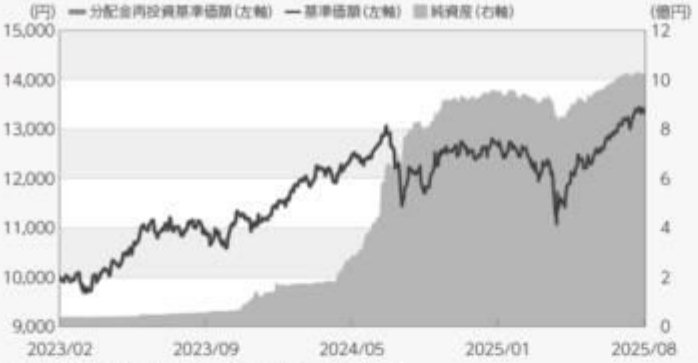

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	18.19%
J-REITインデックス・マザーファンド	3.60%
上場投資信託証券	64.83%
株式	-
債券	10.67%
その他資産	2.71%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	20.05%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	18.19%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	15.39%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	12.50%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.24%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	4.80%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	4.48%
J-REITインデックス・マザーファンド	－	3.60%
第377回利付国債(10年)	債券	3.14%
第175回利付国債(5年)	債券	3.03%

●年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

運用実績

2025年8月29日現在

グローバル資産分散投資ファンド　Eコース(積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2025年8月29日

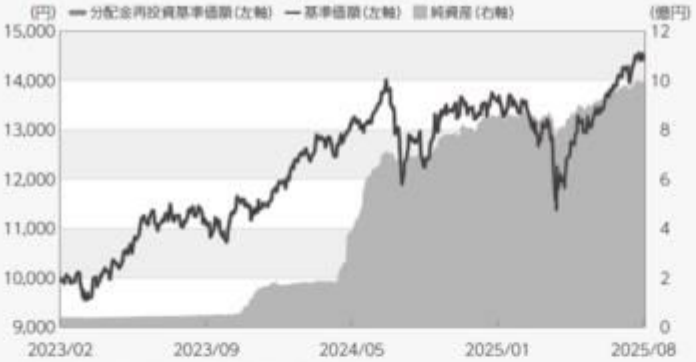

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年　2月	0円
2024年　2月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	21.91%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.47%
上場投資信託証券	73.60%
株式	-
債券	-
その他資産	2.02%
合計	100.00%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	23.88%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	22.98%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	－	21.91%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	12.39%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	8.35%
ISHARES GLOBAL REIT ETF	上場投資信託証券	4.62%
J-REITインデックス・マザーファンド	－	2.47%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	0.71%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	0.66%
－	－	－

●年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■　取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■　取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　取得申込手続

- **取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。**
- **取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。**
- **「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。**
- **申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。**
- **申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。**
  なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- **申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。**
- **申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、**

販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前9時～午後5時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■　換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■　換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　解約請求制による換金手続

・　受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
・　受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
・　解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
・　解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
・　解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■　解約請求の受付の中止及び取消

・　委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
・　解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前9時～午後5時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■　基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■　マザーファンドの評価

ファンドが投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■　上場投資信託証券の評価

上場投資信託証券は、原則として、取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所又は取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　債券の評価

債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■　不動産投資信託証券の評価

わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■　外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■　基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前9時～午後5時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2023年2月6日から無期限とします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。
また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

ａ　委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってｂからｄまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■　投資信託契約に関する監督官庁の命令

ａ　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
ｂ　委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■　委託会社の登録取消等に伴う取扱い

ａ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
ｂ　ａの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ　委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
ｂ　委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
ｂ　委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
ｂ　委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
ｃ　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
ｅ　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■　運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に１年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■　ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■　収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■　償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■　換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■　書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2024年 2月 7日から2025年 2月 6日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 2月 6日現在)	第2期 (2025年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	7,513	1,029,533
金銭信託	33,209	110,710
コール・ローン	586,452	1,141,545
国債証券	47,729,610	52,974,618
投資信託受益証券	17,357,156	19,243,054
親投資信託受益証券	6,714,308	7,301,368
未収配当金	16,122	18,425
未収利息	24,440	58,912
前払費用	4,970	224
流動資産合計	72,473,780	81,878,389
資産合計	72,473,780	81,878,389
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9,308	13,748
未払委託者報酬	496,260	733,415
その他未払費用	3,689	5,446
流動負債合計	509,257	752,609
負債合計	509,257	752,609
純資産の部		
元本等		
元本	*1 68,263,175	*1 76,698,142
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,701,348	4,427,638
（分配準備積立金）	2,191,262	1,657,745
元本等合計	71,964,523	81,125,780
純資産合計	*2 71,964,523	*2 81,125,780
負債純資産合計	72,473,780	81,878,389

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2023年 2月 6日 至　2024年 2月 6日	第2期 自　2024年 2月 7日 至　2025年 2月 6日
営業収益		
受取配当金	341,277	559,786
受取利息	140,477	376,059
有価証券売買等損益	1,453,293	686,670
為替差損益	1,527,465	438,121
その他収益	-	69
営業収益合計	3,462,512	2,060,705
営業費用		
支払利息	372	5
受託者報酬	16,189	26,668
委託者報酬	863,307	1,422,711
その他費用	88,557	167,101
営業費用合計	968,425	1,616,485
営業利益又は営業損失（△）	2,494,087	444,220
経常利益又は経常損失（△）	2,494,087	444,220
当期純利益又は当期純損失（△）	2,494,087	444,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	302,825	363,977
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	3,701,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,740,907	2,029,719
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,740,907	2,029,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	230,821	1,383,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	230,821	1,383,672
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,701,348	4,427,638

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 68,263,175口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 76,698,142口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0542円 (10,000口当たりの純資産額　10,542円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0577円 (10,000口当たりの純資産額　10,577円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A　381,412円	費用控除後の配当等収益額	A　50,249円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　1,809,850円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　29,994円
収益調整金額	C　1,510,086円	収益調整金額	C　2,769,893円
分配準備積立金額	D　0円	分配準備積立金額	D　1,577,502円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　3,701,348円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　4,427,638円
当ファンドの期末残存口数	F　68,263,175口	当ファンドの期末残存口数	F　76,698,142口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　542円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　577円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
10,000口当たり分配金Ｈ額	0円	10,000口当たり分配金Ｈ額	0円
収益分配金金額　　I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額　　I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第1期 （2024年 2月 6日現在）		第2期 （2025年 2月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円	期首元本額	68,263,175円
期中追加設定元本額	38,697,090円	期中追加設定元本額	33,260,279円
期中一部解約元本額	10,433,915円	期中一部解約元本額	24,825,312円

2.有価証券関係
売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△319,495
投資信託受益証券	481,264
親投資信託受益証券	941,311
合計	1,103,080

第2期(自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,520,905
投資信託受益証券	1,303,945
親投資信託受益証券	442,936
合計	225,976

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４５９回利付国債（２年）	10,700,000	10,650,673	
		第１６６回利付国債（５年）	14,300,000	14,048,606	
		第１６回利付国債（４０年）	1,300,000	924,274	

		第３７３回利付国債（１０年）	15,700,000	14,969,008	
		第８１回利付国債（３０年）	4,600,000	3,962,302	
		第１８７回利付国債（２０年）	9,300,000	8,419,755	
	計	銘柄数：6	55,900,000	52,974,618	
		組入時価比率：65.3%		100.0%	
	国債証券合計			52,974,618	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	606	32,390.70	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	64	38,858.88	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	239	5,867.45	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	253	5,735.51	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	971	22,964.15	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	280	14,112.00	
	計	銘柄数：6	2,413	119,928.69	
				(18,302,317)	
		組入時価比率：22.6%		95.1%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	53	5,929.64	
	計	銘柄数：1	53	5,929.64	
				(940,737)	
		組入時価比率：1.2%		4.9%	
	投資信託受益証券合計			19,243,054	
				(19,243,054)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	1,193,763	6,275,373	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	408,194	1,025,995	
	計	銘柄数：2	1,601,957	7,301,368	
		組入時価比率：9.0%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			7,301,368	
	合計			79,519,040	
				(19,243,054)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Bコース（やや安定）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 2月 6日現在)	第2期 (2025年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	21,665	9,961,344
金銭信託	56,341	289,539
コール・ローン	994,931	2,985,471
国債証券	41,210,134	94,896,518
投資信託受益証券	30,152,021	68,044,915
親投資信託受益証券	11,902,764	26,746,946
未収配当金	20,009	43,623
未収利息	23,974	88,587
前払費用	1,435	24,102
流動資産合計	84,383,274	203,081,045
資産合計	84,383,274	203,081,045
負債の部		
流動負債		
未払金	-	8,141,081
未払受託者報酬	11,965	22,697
未払委託者報酬	637,978	1,210,360
その他未払費用	4,741	9,017
流動負債合計	654,684	9,383,155
負債合計	654,684	9,383,155
純資産の部		
元本等		
元本	*1 76,926,119	*1 172,614,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,802,471	21,083,756
（分配準備積立金）	4,572,289	5,832,994
元本等合計	83,728,590	193,697,890
純資産合計	*2 83,728,590	*2 193,697,890
負債純資産合計	84,383,274	203,081,045

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2023年 2月 6日 至　2024年 2月 6日	第2期 自　2024年 2月 7日 至　2025年 2月 6日
営業収益		
受取配当金	662,346	1,291,401
受取利息	135,463	426,213
有価証券売買等損益	3,507,268	2,400,551
為替差損益	2,653,366	636,065
その他収益	102	53
営業収益合計	6,958,545	4,754,283
営業費用		
支払利息	396	-
受託者報酬	20,684	39,386
委託者報酬	1,103,056	2,100,550
その他費用	158,418	261,770
営業費用合計	1,282,554	2,401,706
営業利益又は営業損失（△）	5,675,991	2,352,577
経常利益又は経常損失（△）	5,675,991	2,352,577
当期純利益又は当期純損失（△）	5,675,991	2,352,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,103,702	467,681
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	6,802,471
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,627,022	13,767,629
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,627,022	13,767,629
剰余金減少額又は欠損金増加額	396,840	1,371,240
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	396,840	1,371,240
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,802,471	21,083,756

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 76,926,119口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 172,614,134口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0884円 (10,000口当たりの純資産額　10,884円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.1221円 (10,000口当たりの純資産額　11,221円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A　704,386円	費用控除後の配当等収益額	A　904,145円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　3,867,903円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　980,751円
収益調整金額	C　2,230,182円	収益調整金額	C　15,250,762円
分配準備積立金額	D　0円	分配準備積立金額	D　3,948,098円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　6,802,471円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　21,083,756円
当ファンドの期末残存口数	F　76,926,119口	当ファンドの期末残存口数	F　172,614,134口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　884円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　1,221円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
10,000口当たり分配金Ｈ額	0円	10,000口当たり分配金Ｈ額	0円
収益分配金金額　　I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額　　I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第1期 （2024年 2月 6日現在）		第2期 （2025年 2月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円	期首元本額	76,926,119円
期中追加設定元本額	57,112,966円	期中追加設定元本額	109,992,358円
期中一部解約元本額	20,186,847円	期中一部解約元本額	14,304,343円

2.有価証券関係
売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△291,163
投資信託受益証券	1,106,140
親投資信託受益証券	1,797,384
合計	2,612,361

第2期(自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,852,975
投資信託受益証券	2,708,676
親投資信託受益証券	1,042,075
合計	1,897,776

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４５９回利付国債（２年）	16,800,000	16,722,552	
		第４６９回利付国債（２年）	1,800,000	1,797,876	
		第１６６回利付国債（５年）	22,500,000	22,104,450	

		第１７５回利付国債（５年）	3,300,000	3,294,621	
		第１６回利付国債（４０年）	2,000,000	1,421,960	
		第１７回利付国債（４０年）	300,000	276,729	
		第３７３回利付国債（１０年）	24,600,000	23,454,624	
		第３７７回利付国債（１０年）	3,500,000	3,481,555	
		第８１回利付国債（３０年）	7,200,000	6,201,864	
		第８５回利付国債（３０年）	900,000	906,417	
		第１８７回利付国債（２０年）	14,600,000	13,218,110	
		第１９１回利付国債（２０年）	2,000,000	2,015,760	
	計	銘柄数：12	99,500,000	94,896,518	
		組入時価比率：49.0%		100.0%	
	国債証券合計			94,896,518	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	2,637	140,947.65	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	204	123,862.68	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,079	26,489.45	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,272	28,836.24	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	2,211	52,290.15	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	825	41,580.00	
	計	銘柄数：6	8,228	414,006.17	
				(63,181,481)	
		組入時価比率：32.6%		92.9%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	274	30,655.12	
	計	銘柄数：1	274	30,655.12	
				(4,863,434)	
		組入時価比率：2.5%		7.1%	
	投資信託受益証券合計			68,044,915	
				(68,044,915)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	4,189,361	22,022,632	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	1,879,576	4,724,314	
	計	銘柄数：2	6,068,937	26,746,946	
		組入時価比率：13.8%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			26,746,946	
	合計			189,688,379	
				(68,044,915)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 2月 6日現在)	第2期 (2025年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	42,307	15,114,121
金銭信託	178,105	1,658,341
コール・ローン	3,145,178	17,099,347
国債証券	54,937,212	269,832,741
投資信託受益証券	83,090,734	409,115,421
親投資信託受益証券	27,953,041	137,548,933
未収配当金	71,255	364,625
未収利息	30,208	297,742
前払費用	3,779	4,077
流動資産合計	169,451,819	851,035,348
資産合計	169,451,819	851,035,348
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	18,293	126,250
未払委託者報酬	975,318	6,733,205
未払利息	1	-
その他未払費用	7,273	50,443
流動負債合計	1,000,885	6,909,898
負債合計	1,000,885	6,909,898
純資産の部		
元本等		
元本	*1 149,938,715	*1 712,684,132
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,512,219	131,441,318
（分配準備積立金）	8,745,706	24,863,996
元本等合計	168,450,934	844,125,450
純資産合計	*2 168,450,934	*2 844,125,450
負債純資産合計	169,451,819	851,035,348

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2023年 2月 6日 至　2024年 2月 6日	第2期 自　2024年 2月 7日 至　2025年 2月 6日
営業収益		
受取配当金	1,291,030	8,336,468
受取利息	119,140	1,422,262
有価証券売買等損益	5,714,514	16,625,344
為替差損益	4,707,264	995,747
その他収益	75	328
営業収益合計	11,832,023	27,380,149
営業費用		
支払利息	711	16
受託者報酬	27,376	180,985
委託者報酬	1,459,834	9,652,373
その他費用	372,006	713,154
営業費用合計	1,859,927	10,546,528
営業利益又は営業損失（△）	9,972,096	16,833,621
経常利益又は経常損失（△）	9,972,096	16,833,621
当期純利益又は当期純損失（△）	9,972,096	16,833,621
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,226,390	472,731
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	18,512,219
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,092,640	98,845,522
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,092,640	98,845,522
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,326,127	2,277,313
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,326,127	2,277,313
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,512,219	131,441,318

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 149,938,715口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 712,684,132口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.1235円 (10,000口当たりの純資産額　11,235円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.1844円 (10,000口当たりの純資産額　11,844円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A　1,316,678円	費用控除後の配当等収益額	A　7,077,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　7,429,028円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　9,283,290円
収益調整金額	C　9,766,513円	収益調整金額	C　106,577,322円
分配準備積立金額	D　0円	分配準備積立金額	D　8,503,106円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　18,512,219円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　131,441,318円
当ファンドの期末残存口数	F　149,938,715口	当ファンドの期末残存口数	F　712,684,132口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　1,234円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　1,844円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
10,000口当たり分配金Ｈ額	0円	10,000口当たり分配金Ｈ額	0円
収益分配金金額　I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額　I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第1期 （2024年 2月 6日現在）		第2期 （2025年 2月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円	期首元本額	149,938,715円
期中追加設定元本額	143,717,343円	期中追加設定元本額	577,222,460円
期中一部解約元本額	33,778,628円	期中一部解約元本額	14,477,043円

2.有価証券関係
売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△440,665
投資信託受益証券	2,662,770
親投資信託受益証券	3,168,186
合計	5,390,291

第2期(自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△5,844,809
投資信託受益証券	17,087,699
親投資信託受益証券	5,362,309
合計	16,605,199

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４５９回利付国債（２年）	54,600,000	54,348,294	
		第１６６回利付国債（５年）	73,100,000	71,814,902	
		第１６回利付国債（４０年）	6,600,000	4,692,468	

		第３７３回利付国債（１０年）	79,700,000	75,989,168	
		第８１回利付国債（３０年）	23,200,000	19,983,784	
		第１８７回利付国債（２０年）	47,500,000	43,004,125	
	計	銘柄数：6	284,700,000	269,832,741	
		組入時価比率：32.0%		100.0%	
	国債証券合計			269,832,741	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	12,994	694,529.30	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	1,366	829,394.22	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,164	102,226.20	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	6,484	146,992.28	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	18,389	434,899.85	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	6,103	307,591.20	
	計	銘柄数：6	49,500	2,515,633.05	
				(383,910,759)	
		組入時価比率：45.5%		93.8%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	1,420	158,869.60	
	計	銘柄数：1	1,420	158,869.60	
				(25,204,662)	
		組入時価比率：3.0%		6.2%	
	投資信託受益証券合計			409,115,421	
				(409,115,421)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	21,621,271	113,658,697	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	9,504,769	23,890,236	
	計	銘柄数：2	31,126,040	137,548,933	
		組入時価比率：16.3%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			137,548,933	
合計				816,497,095	
				(409,115,421)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 2月 6日現在)	第2期 (2025年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	106	16,409,240
金銭信託	91,168	877,007
コール・ローン	1,609,947	9,042,919
国債証券	20,544,812	109,008,423
投資信託受益証券	110,346,005	601,234,075
親投資信託受益証券	35,957,986	202,863,823
未収配当金	117,219	666,656
未収利息	10,594	121,004
前払費用	2,001	638
流動資産合計	168,679,838	940,223,785
資産合計	168,679,838	940,223,785
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,134	148,584
未払委託者報酬	806,950	7,924,197
その他未払費用	6,012	59,370
流動負債合計	828,096	8,132,151
負債合計	828,096	8,132,151
純資産の部		
元本等		
元本	*1 145,209,997	*1 744,130,696
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,641,745	187,960,938
（分配準備積立金）	9,006,056	32,866,828
元本等合計	167,851,742	932,091,634
純資産合計	*2 167,851,742	*2 932,091,634
負債純資産合計	168,679,838	940,223,785

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2023年 2月 6日 至　2024年 2月 6日	第2期 自　2024年 2月 7日 至　2025年 2月 6日
営業収益		
受取配当金	1,552,877	12,998,611
受取利息	38,587	740,308
有価証券売買等損益	5,905,540	28,181,198
為替差損益	4,367,317	△4,295,998
その他収益	137	906
営業収益合計	11,864,458	37,625,025
営業費用		
支払利息	585	6
受託者報酬	22,181	201,308
委託者報酬	1,182,945	10,736,217
その他費用	279,786	664,647
営業費用合計	1,485,497	11,602,178
営業利益又は営業損失（△）	10,378,961	26,022,847
経常利益又は経常損失（△）	10,378,961	26,022,847
当期純利益又は当期純損失（△）	10,378,961	26,022,847
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,372,905	1,284,998
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	22,641,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,339,034	148,119,982
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,339,034	148,119,982
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,703,345	7,538,638
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,703,345	7,538,638
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,641,745	187,960,938

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 145,209,997口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 744,130,696口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.1559円 (10,000口当たりの純資産額　11,559円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.2526円 (10,000口当たりの純資産額　12,526円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A　1,505,562円	費用控除後の配当等収益額	A　11,074,174円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　7,500,494円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B　13,663,675円
収益調整金額	C　13,635,689円	収益調整金額	C　155,094,110円
分配準備積立金額	D　0円	分配準備積立金額	D　8,128,979円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　22,641,745円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D　187,960,938円
当ファンドの期末残存口数	F　145,209,997口	当ファンドの期末残存口数	F　744,130,696口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　1,559円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000　2,525円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日	
10,000口当たり分配金Ｈ額	0円	10,000口当たり分配金Ｈ額	0円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第1期 （2024年 2月 6日現在）		第2期 （2025年 2月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円	期首元本額	145,209,997円
期中追加設定元本額	138,150,960円	期中追加設定元本額	635,929,005円
期中一部解約元本額	32,940,963円	期中一部解約元本額	37,008,306円

2.有価証券関係
売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△63,074
投資信託受益証券	1,803,051
親投資信託受益証券	3,485,993
合計	5,225,970

第2期(自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2,077,668
投資信託受益証券	19,710,321
親投資信託受益証券	9,468,538
合計	27,101,191

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４５９回利付国債（２年）	22,100,000	21,998,119	
		第１６６回利付国債（５年）	29,500,000	28,981,390	
		第１６回利付国債（４０年）	2,600,000	1,848,548	

		第３７３回利付国債（１０年）	32,200,000	30,700,768	
		第８１回利付国債（３０年）	9,400,000	8,096,878	
		第１８７回利付国債（２０年）	19,200,000	17,382,720	
	計	銘柄数：6	115,000,000	109,008,423	
		組入時価比率：11.7%		100.0%	
	国債証券合計			109,008,423	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	21,693	1,159,490.85	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	1,509	916,219.53	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	6,100	149,755.00	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	12,279	278,364.93	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	33,384	789,531.60	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	6,616	333,446.40	
	計	銘柄数：6	81,581	3,626,808.31	
				(553,487,216)	
		組入時価比率：59.4%		92.1%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	2,690	300,957.20	
	計	銘柄数：1	2,690	300,957.20	
				(47,746,859)	
		組入時価比率：5.1%		7.9%	
	投資信託受益証券合計			601,234,075	
				(601,234,075)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	31,660,960	166,435,334	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	14,493,133	36,428,489	
	計	銘柄数：2	46,154,093	202,863,823	
		組入時価比率：21.8%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			202,863,823	
合計				913,106,321	
				(601,234,075)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 2月 6日現在)	第2期 (2025年 2月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	18,577	8,253,608
金銭信託	62,950	2,350,367
コール・ローン	1,111,653	24,234,911
投資信託受益証券	129,906,997	631,768,673
親投資信託受益証券	41,890,770	197,983,514
未収配当金	107,784	517,620
未収利息	-	302
流動資産合計	173,098,731	865,108,995
資産合計	173,098,731	865,108,995
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,935	129,198
未払委託者報酬	796,628	6,890,879
その他未払費用	5,926	51,619
流動負債合計	817,489	7,071,696
負債合計	817,489	7,071,696
純資産の部		
元本等		
元本	*1 143,761,511	*1 639,336,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,519,731	218,700,773
（分配準備積立金）	12,287,110	47,153,178
元本等合計	172,281,242	858,037,299
純資産合計	*2 172,281,242	*2 858,037,299
負債純資産合計	173,098,731	865,108,995

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2023年 2月 6日 至　2024年 2月 6日	第2期 自　2024年 2月 7日 至　2025年 2月 6日
営業収益		
受取配当金	1,895,289	13,779,065
受取利息	1,698	220,502
有価証券売買等損益	8,262,293	39,098,971
為替差損益	5,230,448	△3,080,620
その他収益	30	60
営業収益合計	15,389,758	50,017,978
営業費用		
支払利息	488	6
受託者報酬	21,742	192,571
委託者報酬	1,159,653	10,270,703
その他費用	270,291	702,044
営業費用合計	1,452,174	11,165,324
営業利益又は営業損失（△）	13,937,584	38,852,654
経常利益又は経常損失（△）	13,937,584	38,852,654
当期純利益又は当期純損失（△）	13,937,584	38,852,654
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,650,474	2,139,329
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	28,519,731
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,500,768	167,657,484
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,500,768	167,657,484
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,268,147	14,189,767
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,268,147	14,189,767
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,519,731	218,700,773

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 143,761,511口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 639,336,526口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1984円 (10,000口当たりの純資産額 11,984円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3421円 (10,000口当たりの純資産額 13,421円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日			第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日		
*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	1,822,009円	費用控除後の配当等収益額	A	12,610,341円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,465,101円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,102,984円
収益調整金額	C	16,232,621円	収益調整金額	C	171,547,595円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額	D	10,439,853円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,519,731円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	218,700,773円
当ファンドの期末残存口数	F	143,761,511口	当ファンドの期末残存口数	F	639,336,526口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,983円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,420円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第1期 （2024年 2月 6日現在）	第2期 （2025年 2月 6日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第1期 （2024年 2月 6日現在）		第2期 （2025年 2月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円	期首元本額	143,761,511円
期中追加設定元本額	133,889,215円	期中追加設定元本額	550,124,542円
期中一部解約元本額	30,127,704円	期中一部解約元本額	54,549,527円

2.有価証券関係
売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,060,074
親投資信託受益証券	4,633,787
合計	7,693,861

第2期(自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	28,771,370
親投資信託受益証券	9,470,430
合計	38,241,800

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	23,450	1,253,402.50	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	2,199	1,335,166.83	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	11,365	279,010.75	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	2,271	51,483.57	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	29,980	709,027.00	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	9,026	454,910.40	
	計	銘柄数：6	78,291	4,083,001.05	
				(623,106,790)	
		組入時価比率：72.6%		98.6%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	488	54,597.44	

	計	銘柄数：1	488	54,597.44	
				(8,661,883)	
		組入時価比率：1.0%		1.4%	
	投資信託受益証券合計			631,768,673	
				(631,768,673)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	33,577,202	176,508,635	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	8,543,815	21,474,879	
	計	銘柄数：2	42,121,017	197,983,514	
		組入時価比率：23.1%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			197,983,514	
合計				829,752,187	
				(631,768,673)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2024年 2月 6日現在 金額	2025年 2月 6日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		24,778,492	29,314,187
コール・ローン		437,567,191	302,262,010
株式		16,990,204,200	17,821,592,100
派生商品評価勘定		14,031,200	199,120
未収配当金		24,367,500	23,067,750
未収利息		-	3,767
前払金		-	1,350,000
差入委託証拠金		21,015,560	20,262,748
流動資産合計		17,511,964,143	18,198,051,682
資産合計		17,511,964,143	18,198,051,682
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		712,640	1,556,160
前受金		13,330,000	-
未払解約金		4,566,160	21,775,310

期　別 科　目	注記番号	2024年 2月 6日現在 金額	2025年 2月 6日現在 金額
未払利息		241	-
その他未払費用		2,921	-
流動負債合計		18,611,962	23,331,470
負債合計		18,611,962	23,331,470
純資産の部			
元本等			
元本	*1	3,656,087,699	3,457,343,058
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		13,837,264,482	14,717,377,154
元本等合計		17,493,352,181	18,174,720,212
純資産合計	*2	17,493,352,181	18,174,720,212
負債純資産合計		17,511,964,143	18,198,051,682

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 2月 6日現在	2025年 2月 6日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,656,087,699口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,457,343,058口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　4.7847円 (10,000口当たりの純資産額　47,847円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　5.2568円 (10,000口当たりの純資産額　52,568円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

項　目 ＼ 期　別	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項　目 ＼ 期　別	2024年 2月 6日現在	2025年 2月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2024年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 2月 6日
期首元本額	3,731,480,721円
期首より2024年 2月 6日までの追加設定元本額	1,144,193,549円
期首より2024年 2月 6日までの一部解約元本額	1,219,586,571円
期末元本額	3,656,087,699円

2024年 2月 6日現在	
2024年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	2,564,903,622円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	915,746,049円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	153,471,771円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	1,208,578円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	2,106,174円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	4,871,829円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	6,175,933円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	7,603,743円

2025年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 2月 7日
期首元本額	3,656,087,699円
期首より2025年 2月 6日までの追加設定元本額	466,251,849円
期首より2025年 2月 6日までの一部解約元本額	664,996,490円
期末元本額	3,457,343,058円
2025年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	2,237,059,683円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	946,326,765円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	181,714,053円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	1,193,763円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	4,189,361円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	21,621,271円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	31,660,960円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	33,577,202円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,398,486,156
合計	1,398,486,156

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,208,128,213
合計	1,208,128,213

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				

	日経平均株価指数先物	455,710,000	－	469,040,000	13,318,560
合計		455,710,000	－	469,040,000	13,318,560

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数先物	314,070,000	－	312,720,000	△1,357,040
合計		314,070,000	－	312,720,000	△1,357,040

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ニッスイ	15,000	836.10	12,541,500	
		ＩＮＰＥＸ	6,000	1,858.00	11,148,000	
		コムシスホールディングス	15,000	3,214.00	48,210,000	
		大成建設	3,000	6,380.00	19,140,000	
		大林組	15,000	2,062.00	30,930,000	
		清水建設	15,000	1,304.50	19,567,500	
		長谷工コーポレーション	3,000	2,019.00	6,057,000	
		鹿島建設	7,500	2,705.00	20,287,500	
		大和ハウス工業	15,000	4,920.00	73,800,000	
		積水ハウス	15,000	3,554.00	53,310,000	
		日揮ホールディングス	15,000	1,338.50	20,077,500	
		日清製粉グループ本社	15,000	1,705.00	25,575,000	
		明治ホールディングス	6,000	3,052.00	18,312,000	
		日本ハム	7,500	4,465.00	33,487,500	
		サッポロホールディングス	3,000	7,200.00	21,600,000	
		アサヒグループホールディングス	45,000	1,637.00	73,665,000	
		キリンホールディングス	15,000	1,922.50	28,837,500	
		キッコーマン	75,000	1,469.00	110,175,000	
		味の素	15,000	6,378.00	95,670,000	
		ニチレイ	7,500	3,609.00	27,067,500	

		日本たばこ産業	15,000	3,924.00	58,860,000
		帝人	3,000	1,293.00	3,879,000
		東レ	15,000	1,084.00	16,260,000
		王子ホールディングス	15,000	604.40	9,066,000
		クラレ	15,000	2,205.00	33,075,000
		旭化成	15,000	1,015.00	15,225,000
		レゾナック・ホールディングス	1,500	3,773.00	5,659,500
		住友化学	15,000	340.30	5,104,500
		日産化学	15,000	4,598.00	68,970,000
		東ソー	7,500	2,130.00	15,975,000
		トクヤマ	3,000	2,606.50	7,819,500
		デンカ	3,000	2,165.50	6,496,500
		信越化学工業	75,000	4,717.00	353,775,000
		三井化学	3,000	3,299.00	9,897,000
		三菱ケミカルグループ	7,500	789.20	5,919,000
		ＵＢＥ	1,500	2,232.50	3,348,750
		花王	15,000	6,165.00	92,475,000
		富士フイルムホールディングス	45,000	3,216.00	144,720,000
		資生堂	15,000	2,506.50	37,597,500
		日東電工	75,000	2,872.50	215,437,500
		協和キリン	15,000	2,240.00	33,600,000
		武田薬品工業	15,000	4,168.00	62,520,000
		アステラス製薬	75,000	1,433.00	107,475,000
		住友ファーマ	15,000	756.00	11,340,000
		塩野義製薬	45,000	2,206.50	99,292,500
		中外製薬	45,000	6,755.00	303,975,000
		エーザイ	15,000	4,501.00	67,515,000
		第一三共	45,000	3,851.00	173,295,000
		大塚ホールディングス	15,000	8,008.00	120,120,000
		出光興産	30,000	1,019.50	30,585,000
		ＥＮＥＯＳホールディングス	15,000	767.90	11,518,500
		横浜ゴム	7,500	3,454.00	25,905,000
		ブリヂストン	15,000	5,465.00	81,975,000
		ＡＧＣ	3,000	4,397.00	13,191,000
		日本電気硝子	4,500	3,702.00	16,659,000
		太平洋セメント	1,500	3,800.00	5,700,000
		東海カーボン	15,000	861.60	12,924,000
		ＴＯＴＯ	7,500	3,733.00	27,997,500
		日本碍子	15,000	1,900.50	28,507,500
		日本製鉄	1,500	3,228.00	4,842,000
		神戸製鋼所	1,500	1,657.50	2,486,250
		ＪＦＥホールディングス	1,500	1,800.00	2,700,000

		三井金属鉱業	1,500	4,532.00	6,798,000
		三菱マテリアル	1,500	2,430.00	3,645,000
		住友金属鉱山	7,500	3,578.00	26,835,000
		ＤＯＷＡホールディングス	3,000	4,595.00	13,785,000
		古河電気工業	1,500	7,472.00	11,208,000
		住友電気工業	15,000	2,910.50	43,657,500
		フジクラ	15,000	6,340.00	95,100,000
		ＳＵＭＣＯ	1,500	1,147.50	1,721,250
		日本製鋼所	3,000	5,813.00	17,439,000
		オークマ	6,000	3,480.00	20,880,000
		アマダ	15,000	1,570.50	23,557,500
		ディスコ	3,000	44,760.00	134,280,000
		ＳＭＣ	1,500	56,730.00	85,095,000
		小松製作所	15,000	4,518.00	67,770,000
		住友重機械工業	3,000	3,091.00	9,273,000
		日立建機	15,000	3,698.00	55,470,000
		クボタ	15,000	1,888.00	28,320,000
		荏原製作所	15,000	2,485.00	37,275,000
		ダイキン工業	15,000	16,750.00	251,250,000
		日本精工	15,000	636.10	9,541,500
		ＮＴＮ	15,000	246.20	3,693,000
		ジェイテクト	15,000	1,168.50	17,527,500
		カナデビア	3,000	974.00	2,922,000
		三菱重工業	15,000	2,240.50	33,607,500
		ＩＨＩ	1,500	9,713.00	14,569,500
		コニカミノルタ	15,000	609.20	9,138,000
		ミネベアミツミ	15,000	2,442.00	36,630,000
		日立製作所	15,000	4,070.00	61,050,000
		三菱電機	15,000	2,424.50	36,367,500
		富士電機	3,000	6,938.00	20,814,000
		安川電機	15,000	4,106.00	61,590,000
		ソシオネクスト	15,000	2,106.00	31,590,000
		ニデック	24,000	2,597.00	62,328,000
		オムロン	15,000	4,903.00	73,545,000
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	3,000	2,445.00	7,335,000
		日本電気	1,500	15,425.00	23,137,500
		富士通	15,000	3,049.00	45,735,000
		ルネサスエレクトロニクス	15,000	2,305.50	34,582,500
		セイコーエプソン	30,000	2,512.00	75,360,000
		パナソニック　ホールディングス	15,000	1,776.00	26,640,000
		シャープ	15,000	951.00	14,265,000
		ソニーグループ	75,000	3,517.00	263,775,000

ＴＤＫ	225,000	1,655.00	372,375,000	
アルプスアルパイン	15,000	1,588.50	23,827,500	
横河電機	15,000	2,977.50	44,662,500	
アドバンテスト	120,000	8,550.00	1,026,000,000	
キーエンス	1,500	62,800.00	94,200,000	
レーザーテック	6,000	15,730.00	94,380,000	
カシオ計算機	15,000	1,265.50	18,982,500	
ファナック	75,000	4,390.00	329,250,000	
京セラ	120,000	1,658.00	198,960,000	
太陽誘電	15,000	2,192.50	32,887,500	
村田製作所	36,000	2,504.00	90,144,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	6,000	10,675.00	64,050,000	
キヤノン	22,500	4,881.00	109,822,500	
リコー	15,000	1,724.50	25,867,500	
東京エレクトロン	45,000	26,580.00	1,196,100,000	
デンソー	60,000	1,979.50	118,770,000	
川崎重工業	1,500	7,025.00	10,537,500	
日産自動車	15,000	415.10	6,226,500	
いすゞ自動車	7,500	2,029.50	15,221,250	
トヨタ自動車	75,000	2,903.50	217,762,500	
日野自動車	15,000	485.00	7,275,000	
三菱自動車工業	1,500	378.60	567,900	
マツダ	3,000	1,054.00	3,162,000	
本田技研工業	90,000	1,440.00	129,600,000	
スズキ	60,000	1,941.50	116,490,000	
ＳＵＢＡＲＵ	15,000	2,664.50	39,967,500	
ヤマハ発動機	45,000	1,215.00	54,675,000	
テルモ	120,000	2,845.00	341,400,000	
ニコン	15,000	1,693.50	25,402,500	
オリンパス	60,000	2,296.50	137,790,000	
ＨＯＹＡ	7,500	19,415.00	145,612,500	
シチズン時計	15,000	910.00	13,650,000	
バンダイナムコホールディングス	45,000	4,822.00	216,990,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	7,500	4,067.00	30,502,500	
大日本印刷	15,000	2,133.00	31,995,000	
ヤマハ	45,000	1,132.50	50,962,500	
任天堂	15,000	11,000.00	165,000,000	
東京電力ホールディングス	1,500	412.00	618,000	
中部電力	1,500	1,566.00	2,349,000	
関西電力	1,500	1,737.50	2,606,250	
東京瓦斯	3,000	4,368.00	13,104,000	
大阪瓦斯	3,000	3,117.00	9,351,000	

東武鉄道	3,000	2,594.00	7,782,000	
東急	7,500	1,724.50	12,933,750	
小田急電鉄	7,500	1,455.00	10,912,500	
京王電鉄	3,000	3,835.00	11,505,000	
京成電鉄	22,500	1,449.50	32,613,750	
東日本旅客鉄道	4,500	2,729.00	12,280,500	
西日本旅客鉄道	3,000	2,742.00	8,226,000	
東海旅客鉄道	7,500	2,813.00	21,097,500	
ヤマトホールディングス	15,000	1,894.00	28,410,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	4,500	2,445.50	11,004,750	
日本郵船	4,500	5,131.00	23,089,500	
商船三井	4,500	5,285.00	23,782,500	
川崎汽船	13,500	2,033.00	27,445,500	
日本航空	15,000	2,537.50	38,062,500	
ＡＮＡホールディングス	1,500	2,896.00	4,344,000	
三菱倉庫	37,500	1,038.00	38,925,000	
ネクソン	30,000	2,071.00	62,130,000	
野村総合研究所	15,000	5,414.00	81,210,000	
メルカリ	15,000	1,907.00	28,605,000	
ＬＩＮＥヤフー	6,000	475.70	2,854,200	
トレンドマイクロ	15,000	9,242.00	138,630,000	
日本電信電話	150,000	150.00	22,500,000	
ＫＤＤＩ	90,000	4,970.00	447,300,000	
ソフトバンク	150,000	201.20	30,180,000	
東宝	1,500	7,287.00	10,930,500	
ＮＴＴデータグループ	75,000	3,194.00	239,550,000	
コナミグループ	15,000	18,980.00	284,700,000	
ソフトバンクグループ	90,000	9,766.00	878,940,000	
双日	1,500	3,335.00	5,002,500	
伊藤忠商事	15,000	6,832.00	102,480,000	
丸紅	15,000	2,399.50	35,992,500	
豊田通商	45,000	2,546.50	114,592,500	
三井物産	30,000	2,900.00	87,000,000	
住友商事	15,000	3,433.00	51,495,000	
三菱商事	45,000	2,520.00	113,400,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	7,500	2,096.00	15,720,000	
ＺＯＺＯ	15,000	5,088.00	76,320,000	
三越伊勢丹ホールディングス	15,000	2,513.00	37,695,000	
セブン&アイ・ホールディングス	45,000	2,391.00	107,595,000	
良品計画	15,000	3,976.00	59,640,000	
高島屋	15,000	1,273.00	19,095,000	
丸井グループ	15,000	2,543.00	38,145,000	

		イオン	15,000	3,686.00	55,290,000	
		ニトリホールディングス	7,500	18,180.00	136,350,000	
		ファーストリテイリング	40,500	49,120.00	1,989,360,000	
		しずおかフィナンシャルグループ	15,000	1,368.50	20,527,500	
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	15,000	853.80	12,807,000	
		あおぞら銀行	1,500	2,247.50	3,371,250	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	15,000	1,912.50	28,687,500	
		りそなホールディングス	1,500	1,135.00	1,702,500	
		三井住友トラストグループ	3,000	3,862.00	11,586,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	4,500	3,760.00	16,920,000	
		千葉銀行	15,000	1,294.50	19,417,500	
		ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	3,990.00	11,970,000	
		みずほフィナンシャルグループ	1,500	4,227.00	6,340,500	
		大和証券グループ本社	15,000	1,068.50	16,027,500	
		野村ホールディングス	15,000	1,037.50	15,562,500	
		ＳＯＭＰＯホールディングス	9,000	4,298.00	38,682,000	
		ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	13,500	3,222.00	43,497,000	
		第一生命ホールディングス	1,500	4,210.00	6,315,000	
		東京海上ホールディングス	22,500	5,078.00	114,255,000	
		Ｔ＆Ｄホールディングス	3,000	2,983.50	8,950,500	
		クレディセゾン	15,000	3,615.00	54,225,000	
		オリックス	15,000	3,232.00	48,480,000	
		日本取引所グループ	30,000	1,619.50	48,585,000	
		東急不動産ホールディングス	15,000	1,005.00	15,075,000	
		三井不動産	45,000	1,396.00	62,820,000	
		三菱地所	15,000	2,251.00	33,765,000	
		東京建物	7,500	2,487.50	18,656,250	
		住友不動産	15,000	5,404.00	81,060,000	
		エムスリー	36,000	1,394.50	50,202,000	
		ディー・エヌ・エー	4,500	3,070.00	13,815,000	
		電通グループ	15,000	3,496.00	52,440,000	
		オリエンタルランド	15,000	3,402.00	51,030,000	
		サイバーエージェント	12,000	1,180.00	14,160,000	
		楽天グループ	15,000	992.40	14,886,000	
		リクルートホールディングス	45,000	10,870.00	489,150,000	
		日本郵政	15,000	1,623.00	24,345,000	
		セコム	30,000	5,194.00	155,820,000	
	計	銘柄数：225			17,821,592,100	
		組入時価比率：98.1%			100.0%	
合　計					17,821,592,100	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2024年 2月 6日現在 金額	2025年 2月 6日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		5,565,752	6,335,073
コール・ローン		98,286,462	65,321,674
投資証券		7,320,140,100	6,725,739,400
派生商品評価勘定		-	6,545,340
未収入金		12,783,487	14,811,702
未収配当金		81,590,417	84,591,714
未収利息		-	814
前払金		2,766,400	-
差入委託証拠金		10,082,518	9,801,102
流動資産合計		7,531,215,136	6,913,146,819
資産合計		7,531,215,136	6,913,146,819
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,789,280	-
前受金		-	6,565,800
未払解約金		246,200	-
未払利息		54	-
その他未払費用		815	-
流動負債合計		3,036,349	6,565,800
負債合計		3,036,349	6,565,800
純資産の部			
元本等			
元本	*1	2,977,322,205	2,747,771,022
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		4,550,856,582	4,158,809,997
元本等合計		7,528,178,787	6,906,581,019
純資産合計	*2	7,528,178,787	6,906,581,019
負債純資産合計		7,531,215,136	6,913,146,819

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金

期　別 項　目	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 2月 6日現在	2025年 2月 6日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,977,322,205口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,747,771,022口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　2.5285円 (10,000口当たりの純資産額　25,285円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　2.5135円 (10,000口当たりの純資産額　25,135円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	自 2024年 2月 7日 至 2025年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、約款に定める運用成果を得ることを目的とした、REIT指数先物取引を利用しております。REIT指数先物取引に係る主要なリスクは、不動産取引相場等の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項　目 ＼ 期　別	2024年 2月 6日現在	2025年 2月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）
1.元本の移動

2024年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 2月 6日
期首元本額	3,476,156,292円
期首より2024年 2月 6日までの追加設定元本額	486,103,165円
期首より2024年 2月 6日までの一部解約元本額	984,937,252円
期末元本額	2,977,322,205円
2024年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	278,299,942円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	368,450円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	721,912円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	1,836,188円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	2,534,309円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	2,178,818円
私募１４－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	476,585,413円
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	311,965,577円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	266,576,219円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,636,255,377円

2025年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 2月 7日
期首元本額	2,977,322,205円
期首より2025年 2月 6日までの追加設定元本額	554,855,186円
期首より2025年 2月 6日までの一部解約元本額	784,406,369円
期末元本額	2,747,771,022円
2025年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	381,443,632円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	408,194円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	1,879,576円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	9,504,769円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	14,493,133円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	8,543,815円
私募１４－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	－円
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	298,327,440円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	254,812,369円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,778,358,094円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△490,939,374
合計	△490,939,374

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△178,992,246
合計	△178,992,246

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	東証ＲＥＩＴ指数先物	186,534,400	－	183,768,000	△2,789,280
合計		186,534,400	－	183,768,000	△2,789,280

2025年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	東証ＲＥＩＴ指数先物	149,209,200	－	155,775,000	6,545,340
合計		149,209,200	－	155,775,000	6,545,340

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	152	16,948,000	
		サンケイリアルエステート投資法人　投資証券	220	18,348,000	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	343	37,284,100	
		東海道リート投資法人　投資証券	134	13,748,400	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	237	135,564,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	808	103,020,000	
		産業ファンド投資法人　投資証券	1,259	145,162,700	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,351	188,059,200	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	334	112,892,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	2,309	288,163,200	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	348	92,568,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	1,197	275,908,500	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	291	59,742,300	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	120	28,872,000	
		イオンリート投資法人　投資証券	843	104,279,100	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	607	86,011,900	
		日本リート投資法人　投資証券	878	71,381,400	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	2,065	162,102,500	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	149	18,893,200	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	169	17,829,500	
		サムティ・レジデンシャル投資法人　投資証券	187	17,204,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	2,200	322,300,000	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	114	14,352,600	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	880	123,464,000	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	1,267	66,010,700	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	125	13,500,000	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,498	150,698,800	

		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	145	9,526,500	
		投資法人みらい　投資証券	947	39,111,100	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	237	82,950,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	294	44,041,200	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	118	13,605,400	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	449	39,377,300	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	4,009	495,913,300	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	3,530	386,182,000	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	3,564	336,798,000	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	1,370	234,270,000	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	470	160,505,000	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人　投資証券	699	93,176,700	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	461	75,189,100	
		グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	498	52,489,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	1,526	230,120,800	
		森トラストリート投資法人　投資証券	1,325	82,945,000	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	3,787	249,563,300	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	1,275	100,852,500	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	504	63,957,600	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,386	120,997,800	
		福岡リート投資法人　投資証券	388	56,415,200	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	1,923	296,526,600	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	502	41,967,200	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	282	82,090,200	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	328	42,705,600	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	119	20,206,200	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	1,025	247,742,500	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	2,525	178,012,500	

		大和証券リビング投資法人　投資証券	1,015	90,030,500	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	590	74,163,000	
	計	銘柄数：57	55,376	6,725,739,400	
		組入時価比率：97.4%		100.0%	
合計				6,725,739,400	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

【中間財務諸表】

1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び同規則第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2025年 2月 7日から2025年 8月 6日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

【グローバル資産分散投資ファンド　Aコース（安定）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (2025年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	787,550
金銭信託	196,462
コール・ローン	1,131,454
国債証券	51,047,801
投資信託受益証券	18,298,842
親投資信託受益証券	7,292,696
未収配当金	19,133
未収利息	87,492
前払費用	3,758
流動資産合計	78,865,188
資産合計	78,865,188
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	12,820
未払委託者報酬	683,471
その他未払費用	5,074
流動負債合計	701,365
負債合計	701,365
純資産の部	
元本等	
元本	*1 74,223,952
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,939,871
（分配準備積立金）	1,604,267
元本等合計	78,163,823
純資産合計	*2 78,163,823
負債純資産合計	78,865,188

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2025年 2月 7日 至　2025年 8月 6日
営業収益	
受取配当金	262,399
受取利息	302,214
有価証券売買等損益	332,904
為替差損益	△561,030
営業収益合計	336,487
営業費用	
受託者報酬	12,820
委託者報酬	683,471
その他費用	38,811
営業費用合計	735,102
営業利益又は営業損失（△）	△398,615
経常利益又は経常損失（△）	△398,615
中間純利益又は中間純損失（△）	△398,615
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△53,680
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,427,638
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,832
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,832
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,939,871

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 74,223,952口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0531円 (10,000口当たりの純資産額　10,531円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	76,698,142円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	2,474,190円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (2025年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,416,733
金銭信託	532,731
コール・ローン	3,068,082
国債証券	101,458,709
投資信託受益証券	74,895,982
親投資信託受益証券	30,090,199
未収配当金	54,632
未収利息	172,809
前払費用	7,531
流動資産合計	212,697,408
資産合計	212,697,408
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,018,218
未払受託者報酬	32,707
未払委託者報酬	1,744,503
その他未払費用	13,028
流動負債合計	2,808,456
負債合計	2,808,456
純資産の部	
元本等	
元本	*1 184,737,508
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	25,151,444
（分配準備積立金）	5,743,131
元本等合計	209,888,952
純資産合計	*2 209,888,952
負債純資産合計	212,697,408

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2025年 2月 7日 至　2025年 8月 6日
営業収益	
受取配当金	892,786
受取利息	598,019
有価証券売買等損益	5,011,989
為替差損益	△1,692,372
その他収益	21
営業収益合計	4,810,443
営業費用	
受託者報酬	32,707
委託者報酬	1,744,503
その他費用	76,925
営業費用合計	1,854,135
営業利益又は営業損失（△）	2,956,308
経常利益又は経常損失（△）	2,956,308
中間純利益又は中間純損失（△）	2,956,308
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△29,985
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,083,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,424,266
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,424,266
剰余金減少額又は欠損金増加額	342,871
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	342,871
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	25,151,444

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数	
	184,737,508口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.1361円
(10,000口当たりの純資産額	11,361円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	172,614,134円
期中追加設定元本額	14,975,734円
期中一部解約元本額	2,852,360円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (2025年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,788,737
金銭信託	2,482,551
コール・ローン	14,297,420
国債証券	302,424,085
投資信託受益証券	456,277,334
親投資信託受益証券	153,670,212
未収配当金	418,171
未収利息	501,635
前払費用	37,302
流動資産合計	939,897,447
資産合計	939,897,447
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	143,059
未払委託者報酬	7,629,749
その他未払費用	57,165
流動負債合計	7,829,973
負債合計	7,829,973
純資産の部	
元本等	
元本	*1 766,561,245
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	165,506,229
（分配準備積立金）	23,977,198
元本等合計	932,067,474
純資産合計	*2 932,067,474
負債純資産合計	939,897,447

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2025年 2月 7日 至　2025年 8月 6日
営業収益	
受取配当金	5,653,264
受取利息	1,793,749
有価証券売買等損益	37,592,033
為替差損益	△10,932,848
その他収益	87
営業収益合計	34,106,285
営業費用	
受託者報酬	143,059
委託者報酬	7,629,749
その他費用	142,047
営業費用合計	7,914,855
営業利益又は営業損失（△）	26,191,430
経常利益又は経常損失（△）	26,191,430
中間純利益又は中間純損失（△）	26,191,430
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	88,566
期首剰余金又は期首欠損金（△）	131,441,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,008,423
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,008,423
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,046,376
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,046,376
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	165,506,229

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 766,561,245口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.2159円 (10,000口当たりの純資産額　12,159円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	712,684,132円
期中追加設定元本額	81,601,574円
期中一部解約元本額	27,724,461円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Dコース（やや積極）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (2025年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	14,351,000
金銭信託	6,577,299
コール・ローン	37,879,742
国債証券	110,584,162
投資信託受益証券	654,748,541
親投資信託受益証券	214,740,144
未収配当金	734,808
未収利息	189,822
前払費用	5,026
流動資産合計	1,039,810,544
資産合計	1,039,810,544
負債の部	
流動負債	
未払解約金	21,494,035
未払受託者報酬	153,109
未払委託者報酬	8,165,781
その他未払費用	61,187
流動負債合計	29,874,112
負債合計	29,874,112
純資産の部	
元本等	
元本	*1 769,672,185
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	240,264,247
（分配準備積立金）	30,792,474
元本等合計	1,009,936,432
純資産合計	*2 1,009,936,432
負債純資産合計	1,039,810,544

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2025年 2月 7日 至　2025年 8月 6日
営業収益	
受取配当金	8,815,730
受取利息	863,739
有価証券売買等損益	57,224,269
為替差損益	△14,865,257
その他収益	234
営業収益合計	52,038,715
営業費用	
受託者報酬	153,109
委託者報酬	8,165,781
その他費用	117,326
営業費用合計	8,436,216
営業利益又は営業損失（△）	43,602,499
経常利益又は経常損失（△）	43,602,499
中間純利益又は中間純損失（△）	43,602,499
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△2,833,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	187,960,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,299,817
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,299,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,432,187
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,432,187
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	240,264,247

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数	
	769,672,185口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.3122円
(10,000口当たりの純資産額	13,122円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	744,130,696円
期中追加設定元本額	74,863,465円
期中一部解約元本額	49,321,976円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (2025年 8月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	11,803,013
金銭信託	2,306,559
コール・ローン	13,283,850
投資信託受益証券	716,972,546
親投資信託受益証券	232,349,554
未収配当金	605,293
未収利息	165
流動資産合計	977,320,980
資産合計	977,320,980
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	145,053
未払委託者報酬	7,735,784
その他未払費用	57,957
流動負債合計	7,938,794
負債合計	7,938,794
純資産の部	
元本等	
元本	*1 687,149,566
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	282,232,620
（分配準備積立金）	46,307,443
元本等合計	969,382,186
純資産合計	*2 969,382,186
負債純資産合計	977,320,980

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2025年 2月 7日 至　2025年 8月 6日
営業収益	
受取配当金	8,599,925
受取利息	202,066
有価証券売買等損益	68,931,408
為替差損益	△20,433,536
営業収益合計	57,299,863
営業費用	
受託者報酬	145,053
委託者報酬	7,735,784
その他費用	151,988
営業費用合計	8,032,825
営業利益又は営業損失（△）	49,267,038
経常利益又は経常損失（△）	49,267,038
中間純利益又は中間純損失（△）	49,267,038
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△21,016
期首剰余金又は期首欠損金（△）	218,700,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,411,917
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,411,917
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,168,124
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,168,124
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	282,232,620

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
*1.　当該中間計算期間の末日における受益権の総数	
	687,149,566口
*2.　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.4107円
(10,000口当たりの純資産額	14,107円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
該当事項はありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

第3期中間計算期間末 （2025年 8月 6日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	639,336,526円
期中追加設定元本額	60,098,790円
期中一部解約元本額	12,285,750円

2.有価証券関係
該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2025年 8月 6日現在 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		127,499,959
コール・ローン		734,293,122
株式		16,914,837,660
未収配当金		23,090,300
未収利息		9,153
前払金		7,780,000
差入委託証拠金		54,825,592
流動資産合計		17,862,335,786
資産合計		17,862,335,786
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		7,798,480
未払金		661,760
未払解約金		38,602,050
流動負債合計		47,062,290
負債合計		47,062,290
純資産の部		
元本等		
元本	*1	3,210,744,911
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		14,604,528,585
元本等合計		17,815,273,496
純資産合計	*2	17,815,273,496
負債純資産合計		17,862,335,786

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式

項　目	期　別 自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 6日現在	
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数	
	3,210,744,911口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	5.5486円
(10,000口当たりの純資産額	55,486円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

項　目	期　別 2025年 8月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

2025年 8月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 2月 7日
期首元本額	3,457,343,058円
期首より2025年 8月 6日までの追加設定元本額	202,199,220円
期首より2025年 8月 6日までの一部解約元本額	448,797,367円
期末元本額	3,210,744,911円
2025年 8月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	2,003,679,228円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	895,603,768円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	212,942,476円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	1,113,695円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	4,441,465円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	23,277,963円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	32,160,791円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	37,525,525円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係
該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項

2025年 8月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	864,790,000	－	857,010,000	△7,798,480
合計		864,790,000	－	857,010,000	△7,798,480

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2025年 8月 6日現在 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		14,148,854
コール・ローン		81,485,567
投資証券		6,631,919,300
派生商品評価勘定		13,520,340
未収入金		16,894,055
未収配当金		82,110,553
未収利息		1,015
差入委託証拠金		8,191,132
流動資産合計		6,848,270,816
資産合計		6,848,270,816
負債の部		
流動負債		
前受金		13,540,800
流動負債合計		13,540,800
負債合計		13,540,800
純資産の部		
元本等		
元本	*1	2,363,153,894
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,471,576,122
元本等合計		6,834,730,016
純資産合計	*2	6,834,730,016
負債純資産合計		6,848,270,816

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2025年 2月 7日 至 2025年 8月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 6日現在	
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数	
	2,363,153,894口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2.8922円
(10,000口当たりの純資産額	28,922円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価に関する事項

期　別 項　目	2025年 8月 6日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）
1.元本の移動

2025年 8月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 2月 7日
期首元本額	2,747,771,022円
期首より2025年 8月 6日までの追加設定元本額	228,558,386円
期首より2025年 8月 6日までの一部解約元本額	613,175,514円
期末元本額	2,363,153,894円
2025年 8月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Ｊリートバランスファンド	413,385,096円
グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）	384,914円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）	1,883,095円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）	8,474,555円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）	12,548,503円
グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）	8,345,006円

2025年 8月 6日現在	
私募１４－１１　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	109,436,176円
私募１５－０４　Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	248,418,196円
Ｊ－ＲＥＩＴ　インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,560,278,353円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係
該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項

2025年 8月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	東証ＲＥＩＴ指数先物	161,531,700	－	175,072,500	13,520,340
合計		161,531,700	－	175,072,500	13,520,340

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	75,095,555円
Ⅱ　負債総額	87,654円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	75,007,901円
Ⅳ　発行済数量	71,020,866口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0561円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	218,098,652円
Ⅱ　負債総額	3,751,193円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	214,347,459円
Ⅳ　発行済数量	187,069,407口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.1458円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	962,469,139円
Ⅱ　負債総額	1,077,198円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	961,391,941円
Ⅳ　発行済数量	780,332,371口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.2320円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	1,029,089,840円
Ⅱ　負債総額	1,165,937円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,027,923,903円
Ⅳ　発行済数量	769,007,171口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.3367円

グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	997,098,768円
Ⅱ　負債総額	1,388,544円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	995,710,224円
Ⅳ　発行済数量	687,976,312口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.4473円

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	18,467,622,310円
Ⅱ　負債総額	22,146,290円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,445,476,020円
Ⅳ　発行済数量	3,173,146,620口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	5.8130円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

（2025年 8月29日現在）

Ⅰ　資産総額	7,040,858,513円
Ⅱ　負債総額	69,285,894円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,971,572,619円
Ⅳ　発行済数量	2,365,171,959口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	2.9476円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記

録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年8月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

（2）委託会社の機構（2025年8月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	13,985
追加型公社債投資信託	1	3,705
単位型株式投資信託	38	533
単位型公社債投資信託	3	67
合計	190	18,292

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日現在）		当事業年度 （2025年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		13,382,655		14,765,684
有価証券		99,210		73,110
未収委託者報酬		1,705,907		2,072,469
未収運用受託報酬		78,429		15,446
未収投資助言報酬		11,959		11,876
前払費用		115,978		153,984
未収収益		13,481		30,236
その他の流動資産		6,841		12,726
流動資産合計		15,414,463		17,135,533
固定資産				
有形固定資産				
建物	※	172,509	※	160,120
器具備品	※	14,591	※	13,847
有形固定資産合計		187,100		173,967
無形固定資産				
ソフトウェア		21,685		12,536
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		23,807		14,659
投資その他の資産				
投資有価証券		1,205,407		1,230,152
長期差入保証金		252,250		252,245
前払年金費用		61,691		83,267
その他		480		480
投資その他の資産合計		1,519,829		1,566,145
固定資産合計		1,730,737		1,754,772
資産合計		17,145,200		18,890,306

	前事業年度 （2024年3月31日現在）	当事業年度 （2025年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	31,333	28,552
未払金	991,947	1,179,355
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	925,698	1,163,520
その他未払金	61,247	10,833
未払費用	234,454	237,473
未払法人税等	322,685	452,663
未払消費税等	88,053	134,264
未払配当金	—	200,000
賞与引当金	—	90,000
流動負債合計	1,668,473	2,322,310
固定負債		

退職給付引当金	278,570	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	9,360
資産除去債務	94,372	95,344
繰延税金負債	72,083	114,869
固定負債合計	452,516	448,297
負債合計	2,120,990	2,770,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,922,414	3,960,947
利益剰余金合計	3,102,244	4,140,777
株主資本合計	14,669,312	15,707,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354,897	411,853
評価・換算差額等合計	354,897	411,853
純資産合計	15,024,210	16,119,698
負債・純資産合計	17,145,200	18,890,306

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,123,506	13,077,482
運用受託報酬	108,885	37,259
投資助言報酬	27,675	27,565
その他営業収益	11,259	14,575
営業収益合計	10,271,327	13,156,882
営業費用		
支払手数料	4,867,961	7,012,057
広告宣伝費	121,082	132,774
公告費	15	15
受益権管理費	16,417	15,855
調査費	1,837,996	1,588,269
調査費	236,964	253,114
委託調査費	1,601,031	1,335,154
委託計算費	273,203	297,339
営業雑経費	311,294	353,192
通信費	65,742	64,085
印刷費	158,663	167,468
諸経費	66,665	57,894
協会費	5,247	5,753

諸会費	4,976	5,090
業務委託費	10,000	52,899
営業費用合計	7,427,972	9,399,503
一般管理費		
給料	1,226,095	1,159,164
役員報酬	73,162	76,130
給料・手当	1,103,991	1,079,034
賞与	48,940	4,000
交際費	754	1,852
寄付金	21,265	22,830
旅費交通費	10,992	14,822
租税公課	7,716	15,014
不動産賃借料	259,582	253,559
賞与引当金繰入	—	90,000
退職給付費用	32,395	9,770
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	28,769	25,220
諸経費	333,346	355,125
一般管理費合計	1,922,788	1,949,229
営業利益	920,566	1,808,149

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	18,926	44,774
受取利息	93	13,725
有価証券利息	—	4,822
受取補償金	0	—
雑益	5,602	5,531
営業外収益合計	24,623	68,853
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	60	9
支払補償費	0	—
雑損	463	0
営業外費用合計	523	9
経常利益	944,665	1,876,993
特別利益		
投資有価証券売却益	17,222	2,082
投資有価証券償還益	173	17,403
為替差益	—	294
特別利益合計	17,395	19,779
特別損失		
有価証券償還損	—	36
投資有価証券売却損	4,270	6,588
投資有価証券償還損	—	1,752
投資有価証券評価損	50,575	—
特別損失合計	54,845	8,376

税引前当期純利益	907,215	1,888,396
法人税、住民税及び事業税	368,346	645,087
法人税等調整額	△ 51,664	4,776
法人税等合計	316,682	649,863
当期純利益	590,533	1,238,532

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	－	－	－	－	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	－	－	－	－	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　114,869千円

上記の繰延税金負債114,869千円は、繰延税金資産178,529千円と繰延税金負債293,399千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- **「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）**
- **「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等**

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた76,665千円は、「業務委託費」10,000千円、「諸経費」66,665千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
建物	86,481千円	98,870千円
器具備品	130,930 〃	129,597 〃
計	217,412 〃	228,468 〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				

普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
1年以内	252,205	252,205
1年超	441,359	189,153
合計	693,564	441,359

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	―
(2) 長期差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	―
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	―	1,089,716

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	221,769	―	221,769

当事業年度（2025年3月31日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	―	1,114,461

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	204,580	―	204,580

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	―	―	―
未収委託者報酬	1,705,907	―	―	―
未収運用受託報酬	78,429	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				

その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	―	―	―	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	―	―	―
未収委託者報酬	2,072,469	―	―	―
未収運用受託報酬	15,446	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	―	―	―	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	539,556	81,949	457,606
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	531,900	442,000	89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	117,470	122,402	△4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	673,118	81,624	591,493
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

当事業年度における減損処理額は、50,575千円（うち、その他50,575千円）であります。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び

退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	514,185	461,310
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
数理計算上の差異の発生額	△48,700	△17,114
退職給付の支払額	△49,654	△102,581
その他	630	―
退職給付債務の期末残高	461,310	379,042

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
年金資産の期首残高	341,266	368,298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29,842	△15,099
事業主からの拠出額	15,123	13,649
退職給付の支払額	△19,641	△45,026
年金資産の期末残高	368,298	323,663

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	222,295	181,430
年金資産	△368,298	△323,663
	△146,002	△142,232
非積立型制度の退職給付債務	239,014	197,611
未積立退職給付債務	93,012	55,379
未認識数理計算上の差異	123,866	90,076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455
退職給付引当金	278,570	228,723
前払年金費用	△61,691	△83,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
期待運用収益	△1,706	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21,994	△35,804
確定給付制度に係る退職給付費用	21,147	△218

（5）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	96,357	81,036
役員退職慰労引当金	2,590	3,316
賞与引当金	—	31,131
未払金（賞与）	15,565	—
その他有価証券評価差額金	1,706	4,648
投資有価証券評価損	20,505	11,790
資産除去債務	32,643	33,780
未払事業税	29,366	41,892
その他	8,548	11,144
繰延税金資産小計	207,283	218,739

評価性引当額	△ 38,409	△ 40,209
繰延税金資産の合計	168,874	178,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189,382	△ 230,334
未収配当金	△ 4,179	△ 7,494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21,339	△29,501
繰延税金負債の合計	△ 240,958	△ 293,399
繰延税金資産(負債)の純額	△ 72,083	△ 114,869

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,348千円増加し、その他有価証券評価差額金が5,161千円、法人税等調整額が812千円、それぞれ減少しております。

３．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
期首残高	93,410	94,372
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	―
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	―	―
期末残高	94,372	95,344

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	10,123,506

運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業収益	11,259
合計	10,271,327

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

当事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注１）	3,113,287	未払手数料	630,717

(注)　1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至2025年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注１）	4,281,619	未払手数料	813,246

(注)　1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）
ＳＢＩＦＳ合同会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
1株当たり純資産額	13,271円09銭	14,238円74銭
1株当たり当期純利益金額	521円63銭	1,094円01銭

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

３．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額	590,533千円	1,238,532千円
普通株主に帰属しない金額	―	―

普通株式に係る当期純利益	590,533千円	1,238,532千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

４．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
純資産の部の合計額	15,024,210千円	16,119,698千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210千円	16,119,698千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
(うちA種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務

執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

2025年3月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」（資本金の額は、2025年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
株式会社　証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
長野證券株式会社	600	

２【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

① 投資信託財産の保管、管理及び計算

② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

① 受益権の募集の取扱い

② 収益分配金の再投資

③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第３【その他】

１　目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

２　目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
- 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- 目論見書の使用開始日
- 委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
- 委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
- 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
- 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨

３　届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

４　投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。

５　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

６　目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年６月16日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 裕子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 直也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2024年２月７日から2025年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2025年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2024年２月７日から2025年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2025年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2024年２月７日から2025年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2025年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2024年２月７日から2025年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2025年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年４月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2024年２月７日から2025年２月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2025年２月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2025年２月７日から2025年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ａコース（安定）」の2025年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年２月７日から2025年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2025年２月７日から2025年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｂコース（やや安定）」の2025年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年２月７日から2025年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2025年２月７日から2025年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｃコース（標準）」の2025年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年２月７日から2025年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2025年２月７日から2025年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｄコース（やや積極）」の2025年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年２月７日から2025年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2025年２月７日から2025年８月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド　Ｅコース（積極）」の2025年８月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年２月７日から2025年８月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。